

特許庁委託事業

パキスタンの知的財産制度および
その運用に関する調査

2022年3月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ドバイ事務所

知的財産権部

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

1. 概観	1
1.1 商標	1
1.2 特許	1
1.3 工業意匠	2
1.4 実用新案	2
1.5 著作権	2
1.6 地理的表示	3
1.7 知的財産権の行使	3
2. パキスタンの知的財産権制度	5
2.1 概要	5
2.2 知財当局の概観	5
2.3 知的財産に関する公報刊行物の入手可能性	7
2.4 知的財産に関する国内法および規則	8
2.5 国際条約・国際協定への加盟状況	9
2.6 知財保護に関するパキスタンの行政機関	10
3. 知的財産権の定義と出願・申請適格者の要件	11
3.1 商標	11
3.1.1 定義	11
3.1.2 要件	11
3.1.3 保護期間	11
3.1.4 出願の場所	12
3.1.5 出願適格者	12
3.1.6 出願の方法	12
3.1.7 登録/出願の手続	12
3.1.8 登録プロセス全体に要する期間	13
3.1.9 異議申立手続	16
3.1.10 マドリッド協定議定書に基づく国際出願	16
3.1.11 登録後/出願後の手続	17
3.1.12 費用	19
3.1.13 使用許諾	19
3.1.14 登録/出願の更新	19
3.2 特許	20
3.2.1 定義	20
3.2.2 保護期間	21
3.2.3 登録/出願の手続	22
3.2.4 登録後/出願後の手続	26
3.3 工業意匠	28
3.3.1 定義	28
3.3.2 要件	28
3.3.3 保護期間	29

3.3.4	登録/出願手続	31
3.3.5	異議申立手続	32
3.3.6	知的財産権登録証の発行	32
3.3.7	登録後/出願後の手続	33
3.4	実用新案	34
3.5	著作権	35
3.5.1	定義	35
3.5.2	申請の場所	35
3.5.3	申請適格者	35
3.5.4	申請方法	36
3.5.5	登録/申請手続	36
3.5.6	登録プロセス全体に要する期間	36
3.5.7	保護期間	37
3.5.8	所有者の権利	39
3.5.9	登録/申請が成功した場合の関連費用	40
3.5.10	取消・無効手続	40
3.6	地理的表示	41
3.6.1	定義	41
3.6.2	申請の場所	42
3.6.3	申請適格者	42
3.6.4	申請方法	42
3.6.5	保護期間	45
3.6.6	登録/申請手続	48
3.6.7	地理的表示の登録により与えられる権利	48

1. 概観

パキスタンの法制度には各種の知的財産法に基づく制度が含まれており、商標、特許および工業意匠、著作権ならびに地理的表示について十分な保護を提供している。これらの法律は随時改正されており、パキスタンを締約国とする知的財産関連の様々な国際条約および国際協定に適合するものとなっている。

知財関連の事項を担当する主要な行政機関はパキスタン知的財産機構（IPO）であり、その下に商標登録所、著作権局、地理的表示登録所、特許意匠局といった機関があつて、それぞれが担当する知的財産権の登録、異議申立、更新、取消等の事案を処理している。本調査の第2部では、上述した知的財産権それぞれの登録手続の詳細が示されている。パキスタンの知的財産制度を概観すると以下のようになる。

1.1 商標

パキスタンの法制度の下では、「2001年商標令」(Trademarks Ordinance 2001)に基づき定義される商標は、商標登録所 (Trademark Registry) に出願することにより登録できる。登録により与えられる保護期間は10年で、保護期間が満了した時点で、さらに10年の期間につき更新が可能である。商標が審査段階を経て登録要件を満たすと判断された場合、その商標は「商標公報」(Trademark Journal) により公開され、登録に対する異議申立が可能となる。「商標公報」は、IPOにより、IPOの公式ウェブサイト上でオンラインにより発行されている。商標登録のプロセスが完了するまでに、長くて2年程度の時間がかかることがある。

1.2 特許

パキスタン特許局 (The Pakistan Patent Office) は、あらゆる分野の発明に特許を付与しているが、発明が新規性、進歩性および産業利用性に関する制定法上の基準を満たしていることが特許付与の条件となる。特許による保護期間は20年で固定されており、保護期間の延長は認められない。特許出願が審査段階を経て許諾された場合、異議申立を可能にするため、当該出願は官報上で公開される。官報はIPOにより、IPOの公式ウェブサイト上でオンラインにより発行されている。特許付与のプロセスが完了するまでに、2～3年の期間を要することがある。

1.3 工業意匠

パキスタンの知財法体系には、工業意匠の登録に関する法律も存在する。工業意匠について規定しているのは、「2000年登録意匠令」(Registered Designs Ordinance, 2000)である。工業意匠の登録期間は出願日から10年であり、さらに10年の延長が2回まで可能であるため、保護期間は合計して30年となる。工業意匠登録は、パキスタン特許局に所属する意匠登録官に出願することによって取得することができる。意匠出願が審査段階を経て許諾されると、その詳細がIPOにより、IPOの公式ウェブサイト上でオンラインにより公開される。意匠がパキスタン特許局により最終的に登録されるまでのプロセスを完了するのに、6~8か月程度の期間を要することがある。

1.4 実用新案

特許権および意匠権は2つの異なる枠組みの下で保護されるが、パキスタンには実用新案出願に関する制度が存在しない。実用新案出願は、実用新案の内容に応じて、特許出願か意匠出願のいずれかとして行う必要がある。

1.5 著作権

パキスタンでは「著作物」に関して著作権を登録することが可能である。「著作物」には以下のようなものが含まれる：創作性を有する文学著作物、演劇著作物、音楽著作物、美術著作物；映画著作物；レコード。また、コンピュータプログラムおよびソフトウェアも、パキスタン著作権法に基づいて保護される。国際的著作物については、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」(1884年)および「万国著作権条約」(1952年)により、これら条約の締約国において最初に公開された著作物は、同様にパキスタンにおいて最初に公開されたものとみなされる。また、著作物が上記条約の締約国において最初に公開された時点で、当該著作物の著作者がいずれかの締約国の国民であった場合、法律的には、「1962年国際著作権指令」(International Copyright Order, 1962)の規定により、上記の著作権者は上記の公開の日付または時点においてパキスタンの国民であったものと見なされることになる。新規に提出された著作権登録申請は、IPOにより、IPOの公式ウェブサイト上でオンラインにより公開される。著作権登録のプロセスが完了するまでに、10~18か月程度の時間がかかることがある。保護期間は通常、著作者の生存期間に同人の死後50年を加算した期間となる。「職務として創作活動を行う者以外の複数の著作者が制作した共同著作物」の場合、著作権の保護期間は、最後まで生存していた著作者の死後50年にわたって存続する。職務著作物の場合や、匿名もしくは偽名による著作物の場合、著作権の保護期間は最初の公開から50年となる。

1.6 地理的表示

地理的表示（GI）は、「2020年地理的表示（登録・保護）法」（Geographical Indications (Registration & Protection) Act, 2020）に定義されており、同法によれば、GIの登録申請人となりうるのは、自然人もしくは法人、行政機関もしくは法定機関、組合、生産者グループ、生産者団体、登録に利害関係を有する事業者とされている。GIの登録人は商品に関連してGIを使用する排他的な権利を有するだけでなく、「許可使用者」（authorized users）としてGIを使用することを第三者に許可する権利を有する。パキスタン法の下では、登録人による地理的表示の登録は永久的なものであるが、許可使用者の登録期間は10年であり、さらに10年の更新が1回だけ可能である。

1.7 知的財産権の行使¹

パキスタンの法体系は、知的財産権の有効な行使と知的財産権者が求めることができる妥当な救済についても定めている。これらの救済の中には、民事上の救済、刑事上の救済、ならびに税関による行政的な強制執行が含まれる。

知的財産裁判所（the Intellectual Property Tribunals）に訴訟を提起することにより、侵害者に対する永久的差止め命令を取得することが可能である。知的財産裁判所は「2012年パキスタン知的財産機構法」（Intellectual Property Organization of Pakistan Act 2012）により設立された特別裁判所で、商標・著作権・特許・意匠に関わる事案全般に対し、民事・刑事の両分野で独自の排他的管轄権を有している。損害賠償および/または不当利得の返還を請求することもできる。しかし、実情を言えば、そのような請求権を執行するのは極めて困難で、正規の執行申立書を提出する必要があるが、裁判所の損害賠償認定を執行しようとする場合、執行申立の手続は非常に込み入っていて、本格的な裁判が要求されることもある。侵害訴訟により利用しうる他の救済手段は刑事訴訟を通じた救済が大半であり、例を挙げれば侵害品の破棄、侵害品の製造に使用された原材料・機械・設備の押収などがある。

知的財産権の執行に関わる暫定的救済もしくは仮救済は、本案訴訟を提起しない限り得ることができない。本案訴訟において、当該本案訴訟の継続期間を通じて被告に侵害の停止を命じる暫定的差止め命令が発行されることになる。また、知的財産権者が捜査・押収命令（search and seizure order）を取得することもできる。この命令は侵害品の押収と証拠の保全を命じるもので、通常、訴訟開始日と同日に裁判官から発行されるが、その発行には、民法に基づく申請書を提出すると同時に、そのような命令を発行すべき正当な理由を記載した宣誓供述書を提出することを要する。捜査・押収命令のシナリオにおいては、捜査および押収の実行にあたる裁判所委員（Court Commissioner）を裁判所が任命する。

¹JETRO注：本調査研究の対象は、権利の取得が中心で知的財産権の行使は扱っていないため、本項目の内容は「パキスタンにおける模倣品対策の制度及び運用状況に関する調査」（2018年3月）を参照。
https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/document/shogaikoku/f_pakistan_set.pdf

また、裁判所は、自らの裁量に従い、捜査・押収の実行とその円滑な実施を支援する職務を警察官に代行させることができる。この捜査の結果として侵害者の施設から押収された模倣品は、その侵害に関して侵害者に不利な反駁不能の証拠を構成するため、侵害者に不利な判決の言い渡しに役立つことになる。

以上に加えて、パキスタン法には刑事上の救済および刑罰に関する規定もあり、商標の模倣および侵害については、同国の刑事法典に基づき、禁固、罰金等の刑罰が科されることになる。ただし、この罰金は少額であり、禁固刑が科されることも通常はないため、刑事上の救済の効果は想定されるほどではない。パキスタンの刑法に基づき、侵害品の押収、没収および破棄といった救済も提供されている。

侵害の被害者は、裁判権の対象となる犯罪に関する告発状を提出することにより、警察を通じた知的財産権の執行を求めることができる。告発を受けた警察は(犯罪被害報告書の登録の有無に関わらず)模倣品を回収するための強制捜査を実施するための手続に着手し、この手続に従って回収覚書/押収報告書を作成し、被疑者及び証人の供述を記録する。強制捜査が実施され、しかるべき成果をあげた場合、知的財産権者は、自らの選択に従い、事件を本格的な裁判に持ち込んで被告の有罪判決を勝ち取ることもできるし、商品の没収だけで満足するのであれば、それ以上の措置を取らずに放置することもできる。

パキスタンの税関は、各種の法令を通じて、商標、著作権、特許、意匠、集積回路の回路配置等を侵害する商品の輸出入に関して、実質的に知的財産権を執行する権限を有しており、各地の関税当局には、知的財産権執行総局(Directorate General of IPR Enforcement)と呼ばれる法執行部隊が配置されている。知的財産権執行総局が模倣品の疑いのある商品の輸出入を取り締まる際には、知的財産権に関するIPOの情報にアクセスすることができる。侵害された権利が登録商標である場合、税関において「2001年商標令」に基づく措置を適用することもできる。

パキスタンの競争法にも、知的財産権の執行に関する規定が存在する。「2010年競争法」(Competition Act, 2010)は、企業が他人の商標の「詐欺的な使用」を通じて「欺罔的な販売慣行」に耽ることを禁じている。連邦捜査局(Federal Investigation Agency; 略称 FIA)には模倣品取締りを担当する部隊があり、FIA 職員は、詐欺および不正行為に関係する法律の刑事規定に基づき、捜索、押収、調査ならびに犯罪捜査の遂行等、警察官に帰属する様々な権限を享有している。さらに、連邦捜査局法(FIA 法)は、著作権絡みの犯罪を捜査し、訴訟を提起する権限を FIA に明示的に与えている。保健省(Ministry of Health)は、同省に所属する薬物検査官(Drug Inspector)を通じて偽造医薬品の販売を監視している。薬物検査官は、職権により、または告発に基づいて、偽造品の捜査および押収を行う権限を有している。さらに、薬物規制違反のかどで懲罰の対象となりうる事件の場合、薬物検査官は薬物裁判所(Drugs Court)に訴訟を提起することができる。

2. パキスタンの知的財産権制度

本調査は、商標、特許、意匠、著作権、地理的表示など、さまざまな知的財産権のパキスタン国内における出願・申請および登録に係る手続から構成されている。本書においては、同国の法の規定に従い、満たす必要のある主な要件を取り上げている。

2.1 概要

パキスタンの法制度は、商標、特許・意匠、著作権ならびに地理的表示に十分な保護を与えるための包括的な枠組みを提供している。パキスタンの知的財産法の体制は十分に確立されており、その歴史は 20 世紀初頭に遡る。パキスタンは、1947 年に大英帝国から独立して主権国家となった。前記のイギリスによる統治は 19 世紀半ばに端を発する長い歴史を持っており、そのせいで、英領インド（現在パキスタン、インド、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマーを構成している領土から成る地域）の法の大半は、一般にイギリスの法に由来している。パキスタンの法制度はイギリスのコモンローの法体系に基づいている。パキスタンが 1947 年に独立を勝ち取った時点で、英領インドで当時施行されていた知的財産法は、独立後のパキスタンにおいても引き続き有効に存続することとなった。これらの法の中には、「1911 年特許・意匠法」(Patents and Designs act, 1911)、「1940 年商標法」(Trademark act, 1940)、「1914 年著作権法」(Copyright Act, 1914) が含まれる。それに加えて、知的財産権に対するコモンロー上の保護も、知財関連の分野でそのまま存続している。

以来、上記の制定法は長年の間に改正され、新たな法律に道を譲ることとなった。「1914 年著作権法」は、「1962 年著作権令」(Copyright Ordinance, 1962) に取って代わられた。その後さらに時代が進むにつれて、時代の変化に遅れないようにするために複数の法律が改正された。特に、パキスタンの知的財産法を TRIPS 協定に適合させる際には、大規模な改正が導入されることとなった。同協定との兼ね合いで、「1911 年特許法」に代わる新法「2000 年特許令」(Patents Ordinance, 2000) および「2000 年登録意匠令」(Registered Designs Ordinance, 2000) が制定された。また、旧法である「1962 年著作権令」の規定の一部の改正を盛り込んだ「2000 年(改正)著作権令」(Copyright (Amendment) Ordinance, 2000) が導入された。商標の分野では、「2001 年商標令」(Trademarks Ordinance 2001) が 2004 年に施行されている。

2.2 知財当局の概観

パキスタン知的財産機構 (Intellectual Property Organization of Pakistan: 通称「パキスタン IPO」) は、2005 年 4 月 8 日、内閣府 (Cabinet Division) の行政管理権に基づき、同国の知的財産管理の統合と効率化を目指す自律的な組織として設立された。2016 年 7 月 25 日、パキスタン IPO の行政管理権は内閣府か

ら商業局（Commerce Division）に移譲された。統一・統合された管理システムの下で、商標登録所、著作権局、特許・意匠局が新たな組織の一部となった。

IPO の部門構造には、官民のパートナーシップに基づく政策委員会（Policy Board）が含まれている。この委員会には、公共セクターに属する委員 5 名、連邦政府が民間セクターから任命した委員 4 名、州（province）を代表する委員 4 名が所属している。パキスタン IPO の議長が IPO 政策委員会の委員長となる。事務局長（Director General）がパキスタン IPO の業務面の長であり、政策委員会の書記を務める。

商標登録所（Trademarks Registry）は、商標登録官（Registrar of Trademark）を長とする組織である。登録所の職員には、登録官補佐、審査官、その他の補助職員が含まれる。

特許・意匠局（Patent and Designs Office）は、特許管理官（Controller of Patents）を長とする組織である。特許管理官は、同時に意匠登録官（Registrar of Designs）の肩書を持っている。特許・意匠局の職員には、審査管理官補佐、特許審査官、その他の補助職員が含まれる。

著作権局（Copyright Office）は、著作権登録官（Registrar of Copyrights）を長とする組織である。著作権局の職員には、登録官補佐、審査官、その他の補助職員が含まれる。

地理的表示登録所（Geographical Indications Registry）は、地理的表示登録官（Registrar of Geographical Indications）を長とする組織である。同登録所の職員には、登録官補佐、審査官、その他の補助職員が含まれる。現時点では、商標登録官が地理的表示登録官としての職務を兼行している。

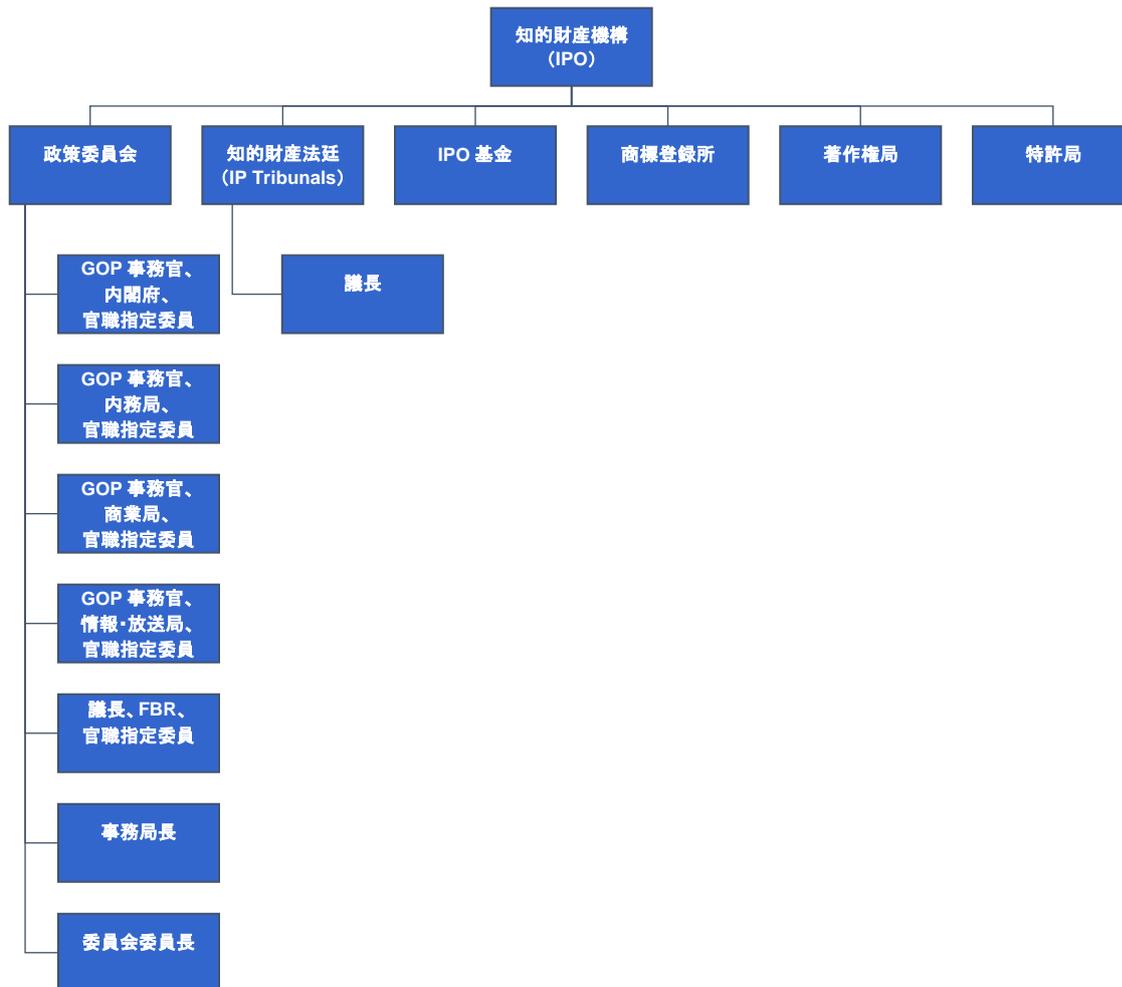


図 1：IPO の組織構造

2.3 知的財産に関する公報刊行物の入手可能性

商標公報 (Trademarks Journal) は、IPO のウェブサイト (<https://ipo.gov.pk/trademarks-e-journal>) を通じて毎月公開され、同ウェブサイト経由で入手することができる。

商標登録所から審査経過の記録を入手することは、調査請求を提出して所定の料金を支払えば可能である。さらに詳細な情報を希望する場合、書式 TM46 により請求を提出し、料金を支払うことにより、商標出願の願書および/または登録の認証済みの写しを入手することができる。以上のデータは、今のところオンラインでは入手できない。

特許と意匠に関しては、新規に提出された特許・意匠の願書および願書の受理状況は、すべて特許局が発行する電子版の公報により公告されている。これらの情報は、IPO のウェブサイト (<https://ipo.gov.pk/patents-e-journal> および <https://ipo.gov.pk/designs-e-journal> を通じてオンラインで入手することができる。ただし、出願の審査経過の記録はオンラインでは入手できない。付与された特許の認証済みの写しは、請求を提出して料金を支払うことにより入手可能である。

著作権については、新規に提出された著作権登録申請書は、著作権局が発行する電子版の公報により公示されている。この公報は、IPO のウェブサイト (<https://ipo.gov.pk/copyrights-e-journal>) を通じてオンラインで入手することができる。ただし、申請の審査経過の記録はオンラインでは入手できない。さらに詳細な情報を希望する場合、請求を提出して料金を支払うことにより、著作権登録の認証済みの写しを入手することができる。以上のデータは、今のところオンラインでは入手できない。

現在のところ、IPO のウェブサイトは、商標に関する侵害予防調査や特許・意匠に関する先行技術調査を行う際に検索可能なデータベースへのアクセスを提供していない。

2.4 知的財産に関する国内法および規則

各種の知的財産に係るパキスタンの関連法規には以下のようなものがある。

知財関連の法律として最新のものは「2012 年パキスタン知的財産機構法」(Intellectual Property Organization of Pakistan Act, 2012) で、パキスタン知的財産機構 (IPO: Intellectual Property Organization of Pakistan) と呼ばれる中核的・包括的な組織を創設することを主な目的として制定された。パキスタン IPO は、同機構が設立された時点から、商標登録所、特許・意匠局、著作権局等の既存の各種知的財産部門の行政管理権を引き継いだ。IPO 設立の前には、これらの部門は別々の監督官庁の下で業務を行っており、そのせいですべての部門に通底する一貫した知財政策の実施が妨げられていた。

商標の登録と商標権の執行に関する法規

- 2001 年商標令 (民事)
- 2004 年商標規則
- 1860 年パキスタン刑法 (刑事)
- 1969 年関税法
- 1976 年薬事法 (医薬品/調剤のみが対象)

著作権の登録と執行に関する法規

- 1962 年著作権令 (2000 年著作権令により改正) (著作権に関する主要な制定法)

- 1967年著作権規則
- 1968年国際著作権指令
- 1981年著作権委員会（手続）規則
- 1969年関税法

特許および意匠の登録および権利の執行

- 2000年特許令および2000年登録意匠令
- 1933年特許・意匠規則
- 2000年集積回路回路配置令
- 1969年関税法

地理的表示の登録および権利の執行

- 2020年地理的表示（登録および保護）法
- 2020年商品の地理的表示（登録および保護）規則

2.5 国際条約・国際協定への加盟状況

パキスタンは、知的財産に関係する以下の条約および協定の締約国となっている。

番号	条約/協定	パキスタン 締約の有無	加盟日
1	世界知的所有権機関（WIPO）を設立する条約	✓	06-01-1977
2	文芸的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 （1886年）	✓	05-07-1948
3	万国著作権条約（1952年）	✓	16-09-1955
4	WTO/TRIPS協定	✓	01-01-1995
5	知的財産の保護に関するパリ条約	✓	22-07-2004
6	標章の国際登録に関するマドリッド協定	✓	24-05-2021
7	標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書	✓	24-05-2021
8	特許協力条約（PCT）	×	-
9	WIPO著作権条約（WCT）	×	-
10	特許法条約（PLT）	×	-
11	商標法条約（TLT）	×	-

2.6 知財保護に関するパキスタンの行政機関

商標

商標登録所 (Trademarks Registry)

住所：Plot # ST 1 & 2, New Broad Casting House (Ground Floor),
Behind KDA Civic Center, Block -14, Gulshan-e-Iqbal,
Karachi- 75300, Pakistan.

電話番号：+92-21-99230538

Fax 番号：+92-21-99231001

E メールアドレス：tmr@ipo.gov.pk

特許・意匠

特許・意匠局 (Patent and Designs Office)

住所：Plot # ST 1 & 2, New Broad Casting House (Ground Floor),
Behind KDA Civic Center, Block -14, Gulshan-e-Iqbal,
Karachi- 75300, Pakistan.

電話番号：+92-21-99230591

Fax 番号：+92-21-99230592

著作権

著作権局 (Registrar Central Copyright Office)

住所：Plot # ST 1 & 2, New Broad Casting House (Ground Floor),
Behind KDA Civic Center, Block -14, Gulshan-e-Iqbal,
Karachi- 75300, Pakistan.

電話番号：+92-21-99230140

Fax 番号：+92-21-99230140

E メールアドレス：copyright@ipo.gov.pk

地理的表示

地理的表示登録官 (Registrar of Geographical Indications)

住所：Plot # ST 1 & 2, New Broad Casting House (Ground Floor),
Behind KDA Civic Center, Block -14, Gulshan-e-Iqbal,
Karachi- 75300, Pakistan.

電話番号：+92-21-99230538

Fax:番号：+92-21-99231001

E メールアドレス：tmr@ipo.gov.pk

3. 知的財産権の定義と出願・申請適格者の要件

この項では、各種の知的財産権（商標、特許、意匠、著作権、地理的表示）を個別に論じる。

3.1 商標

3.1.1 定義

「2001年商標令」の第2条（xxiv）によれば、「標章」（mark）の定義は、特に、図案（device）、ブランド（brand）、見出し（heading）、ラベル（label）、チケット（ticket）、名称（個人名称を含む）（name including personal name）、署名（signature）、語（word）、文字（letter）、数字（numeral）、図形要素（figurative element）、色彩（color）、音（sound）、または以上の複数の組み合わせを含むとされている。

非伝統的商標について言えば、パキスタン法の下では、立体（3D）の形状、音および色彩を商標として登録することが可能である。匂いを商標登録することは認められない。

3.1.2 要件

出願書類には、以下の情報が含まれていなければならない。²

- (a) 商標登録の請求
- (b) 出願人の完全な名称及び住所
- (c) 商標登録を求める商品またはサービスの記述
- (d) 商品又はサービスの国際分類
- (e) 商標の表示
- (f) 出願人に代わって同人の代理人が出願を行う場合には、代理人の完全な名称、住所及び連絡先。

出願書類には、登録を求める商標が、商品またはサービスに関して、出願人によって、または同人の同意を得て、現に使用されている旨の陳述、または当該商標を今後使用しようとする善意の意図が出願人にある旨の陳述が含まれるものとする。

3.1.3 保護期間

登録の有効期間は10年であり、さらに10年ずつの期間について登録を更新することが可能である。

3

² 2001年商標令第22条(2)

³ 2001年商標令第34条

3.1.4 出願の場所

商標出願は、パキスタン商標登録所において行われる。

3.1.5 出願適格者

商標の所有者であると主張する者であれば、万人が当該商標の登録を出願することができる。

3.1.6 出願の方法

パキスタンにおいて新規の商標出願を行う場合、以下の要件が適用される。

- (a) 商標の登録を求める請求書（書式 TM-1 または TM-2 に従って作成される）
- (b) 出願人の完全な名称および住所
- (c) 商標登録の対象となる商品またはサービスの記述
- (d) 商品またはサービスの国際分類
- (e) 商標の表現
- (f) 出願人に代わって同人の代理人が出願を行う場合には、代理人の完全な名称、住所及び連絡先を記載した、代理人宛ての委任状（書式 TM-48 に従って作成される）
- (g) パリ条約に基づく優先権を主張する場合には、出願書類に添えて、優先権主張の根拠となる出願に関する詳細情報を提出することを要する。優先権書類の認証済みの写しは、出願日から 3 か月以内に提出すればよい。優先権書類が英語以外の言語で記述されている場合、公証人によって認証された当該文書の英語訳を同時に提出することを要する。

3.1.7 登録/出願の手続

商標の登録を求める場合、国内の商標出願は以下の段階で処理される。

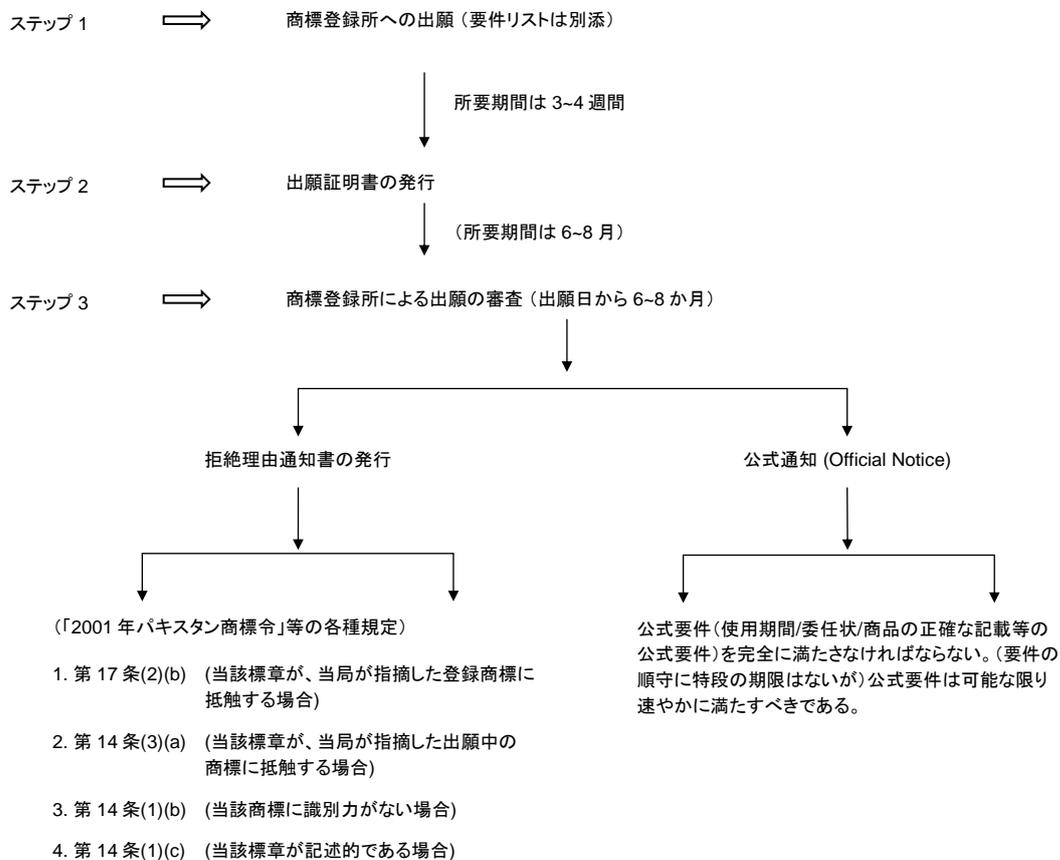
- パキスタン商標登録所において、商標の登録可能性を確認するための調査を実施する。ただし、この調査は出願前の必須要件ではない。
- パキスタン商標登録所への出願後、登録所は、出願日から 3～4 週間以内に、正式な出願証明書を発行する。
- パキスタン商標登録所の審査部による出願審査と、（審査部が登録を拒絶する場合には）拒絶理由を記載した拒絶理由通知書を発行する。出願は絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の両方に基づいて審査される。
- 審査官は、通常、商標令の以下の規定に基づき拒絶をすることができる。
 - 第 17 条(2)(b)－出願された商標が、審査部が引用した登録済みの商標に抵触する場合。
 - 第 14 条(3)(a)－出願された商標が、審査部が引用した出願中の商標に抵触する場合。
 - 第 14 条(1)(b)－出願された商標に識別力がない（indistinctive）場合。
 - 第 14 条(1)(c)－出願された商標が記述的（descriptive）である場合。

- 商標登録所は出願人に対し、拒絶理由通知書の発行日から2か月以内に、拒絶理由通知に対する意見書を提出するよう要求する。意見書提出期限の延長も、3回まで認められる（1回ごとの延長期間は1か月）。
- 拒絶理由通知書に記載されている拒絶理由の解消/拒絶理由通知書に対する意見書の提出。
- 登録官が行う口頭審理への出席。
- 商標登録の承認。
- 「商標公報」による公告（公開から2か月の期間内であれば異議申立が可能）。
- 異議申立が提起されなかった場合、登録所は登録料の支払を求める請求書を発行する。
- パキスタン商標登録所による登録証の発行。

3.1.8 登録プロセス全体に要する期間

現在のところ、パキスタンでの商標出願から登録までに要する期間は、第三者による重大な（serious）異議がない場合には、およそ2年ほどである。

商標に関する方式審査および実体審査のフローチャートと所要期間



ステップ 4 商標登録所が出願人に対し、拒絶理由通知書の発行された日から2か月以内に意見書を提出するよう要請する。

提出期限については1か月ずつ3回までの延長が認められる。

ステップ 5 ⇒ 意見書の主張に登録官(Registrar)が納得しなかった場合、口頭審理通知(Hearing Notice)が発行される。出願人またはその代理人は、不服申立により商標の受理を求める主張を提示することができる。登録官がその主張に納得した場合、当該商標の登録が認められる。

文書により提示された主張に登録官が納得した場合、正式な受理通知が発行される。所要期間は1~6か月程度である。

このプロセスに要する期間は3~6か月程度となる。

受理通知の発行

「商標公報」による正式な公開は、商標登録の受理日から少なくとも6~8か月程度の期間を経て行われる。

ステップ 6 ⇒ 「商標公報」による商標の公開から2か月の間、公衆からの異議申立が認められる。

商標に対し第三者からの異議申立
がなかった場合

ステップ 7 ⇒ 10年間の登録料の支払いを求める請求書(公式通知)を商標登録所が発行。

このプロセスにも4~6か月程度の期間を要することがある。

ステップ 8 ⇒ 登録料の支払い後、登録所が登録証を発行するまでに要する期間は4~6か月である。

登録および更新の有効性

当初の登録は出願日から10年にわたって有効であり、商標登録はさらに10年の期間について更新可能である。新法(2001年商標令)に基づく10年の登録期間の満了時に、以後の10年間につき登録を更新することができる。

3.1.9 異議申立手続

パキスタンにおける異議申立手続には、以下のようなステップが関連する可能性がある。

ステップ A

異議申立通知は、商標が「商標公報」上に公開された日から 2 か月以内に、商標登録所に提出される。異議申立通知には、パキスタンの法の規定に従い、異議申立を裏付けるすべての事実的根拠および法律的根拠など、非常に詳細な情報を記載しなければならない。異議申立人は、異議申立通知の提出期限を 2 回まで延長することができる。1 回ごとの延長期間は 1 か月である。

出願人が異議申立に対して抗弁せず、自らの答弁書を提出しなかった場合、登録官は同人の出願を放棄し、異議申立は争訟なしに成立することになる。

ステップ B

ただし、出願人が異議申立に対して抗弁し、答弁書を提出した場合、登録官は、出願人の答弁書を異議申立人に交付した上で、異議申立人（個人または企業）に対し、異議申立を支持する宣誓供述書に裏付けとなる文書証拠を添えて提出するよう要請する。

異議申立人からの提出物を受け取った登録官は、異議申立人が提出した宣誓供述書および証拠を出願人に交付した上で、異議申立に対する出願人の抗弁を裏付ける証拠を添えた宣誓供述書を提出するよう出願人に要請する。出願人が宣誓供述書および証拠を提出しなかった場合、最後の口頭審理において、審査官が出願人に不利な結論を示すことがありうる。

ステップ C

証拠に裏付けられた宣誓供述書を出願人が提出した場合、登録官は、それら文書の写しを異議申立人に交付した上で、異議申立人に対し、出願人の主張を反駁するための宣誓供述書および証拠を提出するよう促し、異議申立人は、自らが妥当だと判断した場合、新たな宣誓供述書及び証拠を提出することができる。

ステップ D

以上の手続が完了した時点で、登録官は、当事者双方の主張を聴取するための口頭審理の日程を定め、その後、登録官は異議申立に関する自らの決定を言い渡すことになる。異議申立手続の決着までに、2～4 年程度の期間がかかることがある。

3.1.10 マドリッド協定議定書に基づく国際出願

ごく最近、パキスタン政府は 2021 年 5 月 24 日付でマドリッド協定議定書への加入書を寄託した。WIPO に提出される国際出願の中で、パキスタンを指定国とすることが可能になった。ただし、パキスタンを指定国とする国際出願の処理については、まだパキスタン商標登録所から情報が提供されていない。それゆえ、現時点では国内出願を行う方が望ましい。

3.1.11 登録後/出願後の手続

3.1.11.1 所有者の権利

「2001年商標令」の第39条によれば、登録商標の所有者は当該商標に関する排他的な権利を有し、同人の同意なくパキスタン国内で商標を使用することは、その権利を侵害することになる。登録商標の所有者は侵害訴訟を提起することができ、所有者が勝訴した場合、あらゆる財産権の侵害について提供される救済と同様の救済（損害賠償、差止命令等）を求める権利を有する。

3.1.11.2 取消・無効手続

3.1.11.2.1 取消 (Revocation)

利害関係人は、以下のいずれかの事由に基づき商標登録の取消を申請することができる。

- 登録の対象となった商品およびサービスに関して、パキスタン国内で登録商標の善意の使用が行われていない期間が、登録手続完了の日から連続5年以上に達しており、かつ、その不使用に正当な理由(商標により保護される商品またはサービスに対する輸入規制、政府の要求等)が存在しない(「不使用」)。
- 商標権者の作為もしくは不作為の結果として、登録商標が一般的な名称となっている。
- 登録商標が、特に商品またはサービスの性状、品質もしくは地理的出所に関して公衆を誤認させる可能性がある。

取消手続

- 登録官または裁判所に取消申請書を提出する。申請には適正な書式を使用し、申請の根拠となる理由を明記した上で、所定の料金を支払わなければならない。

取消申請書を裁判所に提出する場合、民事訴訟法の規定および所轄の高等裁判所の所則が適用されることになる。裁判所は商標権者宛に通知を交付し、陳述書/宣誓供述書を添えた抗弁書を提出するよう商標権者に促す。それぞれの主張のやり取りが完了した後、裁判所は当事者双方の主張を審理し、詳細な判決を言い渡すことにより、その事案に関する判断を示す。

- 商標登録所に取消申請を提出した場合、以下の手続および日程が適用される。
- 商標権者は、取消に関する通知を受領してから1か月以内に答弁書を提出する。答弁書の提出期限は、2か月の期限が満了する前に、書式 TM-56 により延長を請求して所定の料金を支払うことにより、1か月ずつ2回まで延長することができる。
- 商標権者が答弁書を提出した場合、取消申請人は、答弁書を受領してから2か月以内に商標登録取消を支持する証拠を提出するよう求められる。この期限は、上記の2か月の期限が満了する前に、書式 TM-56 により延長を請求して所定の料金を支払うことにより、1か月ずつ2回まで延長することができる。
- 取消申請人が所定の期間内に証拠を提出した場合、商標権者は、相手方の証拠を受領してから2か月以内に、自ら主張を裏付ける証拠を提出することを求められる。この期限は、上記の2

か月の期限が満了する前に、書式 TM-56 により延長を請求して所定の料金を支払うことにより、1 か月ずつ 2 回まで延長することができる。

- 取消申請人は、商標権者が提出した証拠が受領された日から 1 か月以内に、新たな証拠を提出することができる。新たに提出される証拠は、商標権者の主張に対して厳密に回答するものでなければならない。上記の提出期限は、2 か月の期限が満了する前に、書式 TM-56 により延長を請求して所定の料金を支払うことにより、1 か月ずつ 2 回まで延長することができる。
- 当事者間で陳述書と証拠が交換されると、登録官は口頭審理の日程を取り決める。口頭審理の日取りは、通常、口頭審理に関する通達の発行から 1 か月以内となる。
- 登録官は、当事者に対する通達を発行し、口頭審理への出席を要請する。
- 口頭審理が実施され、登録官の決定が書面により当事者双方に伝えられる。

商標に関する訴訟が特定の裁判所で係属中である場合、取消手続の方も同じ裁判所に係属させることを要する、という点は指摘しておかねばならない。商標登録所に取消申請書が提出されている場合、登録官は、手続のいかなる段階においても、当該申請を裁判所に付託することができる（「商標令」第 73 条(4)）。取消手続に関して言えば、商標登録所に対して取消申請を行う場合、現在のところ、登録官は係属中の未処理の事案を大量に抱えているため、手続に大きな遅延が生じることになる。裁判所において取消手続を開始する場合も、やはり手続の遅延は生じるが、それを補う大きな利点がある。事案の事実関係によっては、裁判所は、取消手続の終局的判決が示されるまで、登録の「一時失効」（suspension）を指示する命令を言い渡す権限を持っているからである。

3.1.11.2.2 無効（Invalidation）

登録されている商標がそもそも登録の要件を満たしていないと登録官または裁判所が判断した場合、商標登録の無効が宣告されることがある。以下の一ないし複数の理由がある場合、利害関係人は、商標登録の無効宣告を求める申立を提起することができる。

- 商標が悪意で登録されたこと。
- 絶対的な登録拒絶理由に反して商標が登録されたこと。
- 先行商標に照らしての相対的な登録拒絶理由に反して商標が登録されたこと。

先行商標の権利者が、パキスタンにおける当該商標の登録日から連続 5 年以上の期間にわたって、登録商標の使用を黙認していた場合、その登録商標の登録が悪意でなされた場合を除き、無効宣告（declaration of invalidity）を求める申立を行うことはできない、という点に注意されたい。

登録商標の無効を求める申立を行う場合の手続と日程は、不使用以外の理由に基づく登録商標の取消申請について上述したものと同様である。

登録無効の申立を行う場合、以下のポイントを考慮することが重要である。

- 商標が登録後に識別力を獲得している場合、相対的拒絶理由に基づき登録商標の無効が宣告されることはない。
- 先行商標の権利者もしくは先行権の所有者が登録に同意していた場合、相対的拒絶理由に基づき登録商標の無効が宣告されることはない。

商標の誠実な同時使用が存在したという理由で商標が登録された場合、登録官または裁判所は、当該商標の誠実な同時使用が実際には存在しなかったと自らが確信しない限り、当該商標の無効を宣告することはない。

3.1.12 費用

費用については別添の料金表を参照されたい。

3.1.13 使用許諾

商標権者は、所定の条件に従って商標を使用するための使用権を第三者に許諾することができる。パキスタン法の下では、使用許諾契約（ライセンス契約）は、書面によって取り交わされ、かつ、許諾者（ライセンサー）または同人の代理人が契約書に署名しない限り、効力を発生しない。

使用許諾契約は全般的なものであってもよく、以下のような制限を付したものであってもよい。

- 登録の対象である商品およびサービスの一部のみに適用される。
- 商標使用の態様または場所に一定の制限がある。

商標権者が1人のライセンシーに独占的な使用権を許諾している場合、その商標権者は、同じ商標に関して新たな使用権を許諾することはできず、上記の独占的な使用許諾契約が有効である限り、商標権者自身が当該商標を使用することもできない。

独占的ライセンシーと登録上の権利者が、同時に侵害訴訟の権利（その全体または一部）を有している場合、相手方が原告として訴訟に参加するか、被告として追加されない限り、いずれか一方だけで訴訟手続を進めることはできない（裁判所の許可がある場合を除く）。

ライセンシーが商標侵害者に対し自らの権利を行使するために自らの地位を防衛しようとする場合、関連の商標登録について自らの使用許諾契約を登録する必要がある。

3.1.14 登録/出願の更新

商標は、10年の期間にわたって有効に登録される。商標登録は、さらに10年の期間について更新することができる。更新の申請書は、有効期間の満了に先立つ6か月以内に提出しなければならない。

3.2 特許

パキスタンの「2000年特許令」の規定に基づき、あらゆる技術分野の発明は、以下に掲げる特許性の要件を満たしている場合、特許適格とされる。

- 新規性。すなわち先行技術の一部を構成していないこと。
- 進歩性（非自明性）。当業者にとって自明でない進歩であること。
- 産業利用性
- 法に定められた特許付与の適用除外によって特許性が阻却されないこと。

3.2.1 定義

「2000年特許令」の第2条(i)の文言によれば、「発明」とは、あらゆる技術分野における何らかの新規かつ有用な製品または方法であって、新規かつ有用なそれらの改良を含むと定義されている。

発明には、化学製品、技術、方法、方式および製法、機械、装置その他の物品、物質、または製造により作られた物品もしくは製品などの新規かつ有用な製造物や、それらの新規かつ有用な改良を含むものと解釈される。

発明の定義の中で言及されている「方法」という語は、「2000年特許令」の第2条(s)において別途定義されている。その定義は以下のようなものである。

「製品を新たに製造する何らかの技術、方法又は様式」

「製品」という語の定義も第2条(t)に示されており、製品とは何らかの物質、物品、装置もしくは機械を含むと定義されている。

3.2.1.1 法に定められた特許付与の適用除外

特許令第7条(2)に基づき、以下のものは発明と見なされないものとする。

- 発見、科学的理論または数学的方法。
- 文学、演劇、音楽もしくは芸術の著作物または他の何らかの純粋に美的性格の創作物。
- 精神的行為、ゲームまたは事業を行うための計画、規則または方法。
- 情報の提示。
- 天然に存在する物質またはそれから単離された物質。

特許令第7条(4)によれば、以下のものは特許付与の対象とはならない。

- その商業的実施の防止が、ヒト、動物もしくは植物の生命もしくは健康の保護または環境への深刻な害悪の回避を含め、「公序」又は良俗の保護のために必要と考えられる発明。ただし、その実施が現に有効な法律により禁止されているとの理由のみによって、上記の適用除外が課されることはない。
- 微生物以外の植物および動物ならびに非生物学的および微生物学的方法以外の植物または動物を生産するための本質的に生物学的な方法。
- ヒトまたは動物の処置のための診断的、治療的および外科的な方法。
- 既知の製品または方法の新規または後発的な用途。
- 化学製品の物理的外観の単なる変更であって、化学式又は製造方法が同一のままであるもの。ただし、本項は、特許性の基準を満たしている発明に対しては適用されない。

パキスタンの特許法の下では、コンピュータプログラムおよびソフトウェアは特許性を持たない。ただし、コンピュータプログラムおよびソフトウェアは「文学的著作物」と見なされ、著作権法に基づき保護される。

3.2.2 保護期間

特許付与の期間は 20 年で固定されており、延長は不可能である。この期間は、パキスタンにおける特許出願の出願日または優先日（条約に基づく優先権が主張され、認められた場合）から起算される。技術分野に関わらず、医薬品特許を含めたすべての特許について、20 年という保護期間は固定されている。

特許期間の 20 年は以下のように計算される。

- a) 非-条約特許 – 出願日から 20 年。
- b) 条約出願 – 出願日の時点で優先権主張の根拠となった条約出願に関わる最も早い日付から 20 年。

上記の解釈は、「2000 年パキスタン特許令」の第 29 条(1)および 31 条ならびに「2003 年特許規則」の規則 24 に基づくものである。これは、旧法である「1911 年特許法」の下でもパキスタンの慣行となっていた。

議論の余地はあるものの、パリ条約に基づく優先権を主張する特許の有効期間に関する上述の解釈は、パリ条約の以下の規定（第 4 条の 2 の第 5 項）に矛盾しているように思われる。

(5) 優先権の利益によって取得された特許については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がなされた場合、または特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。

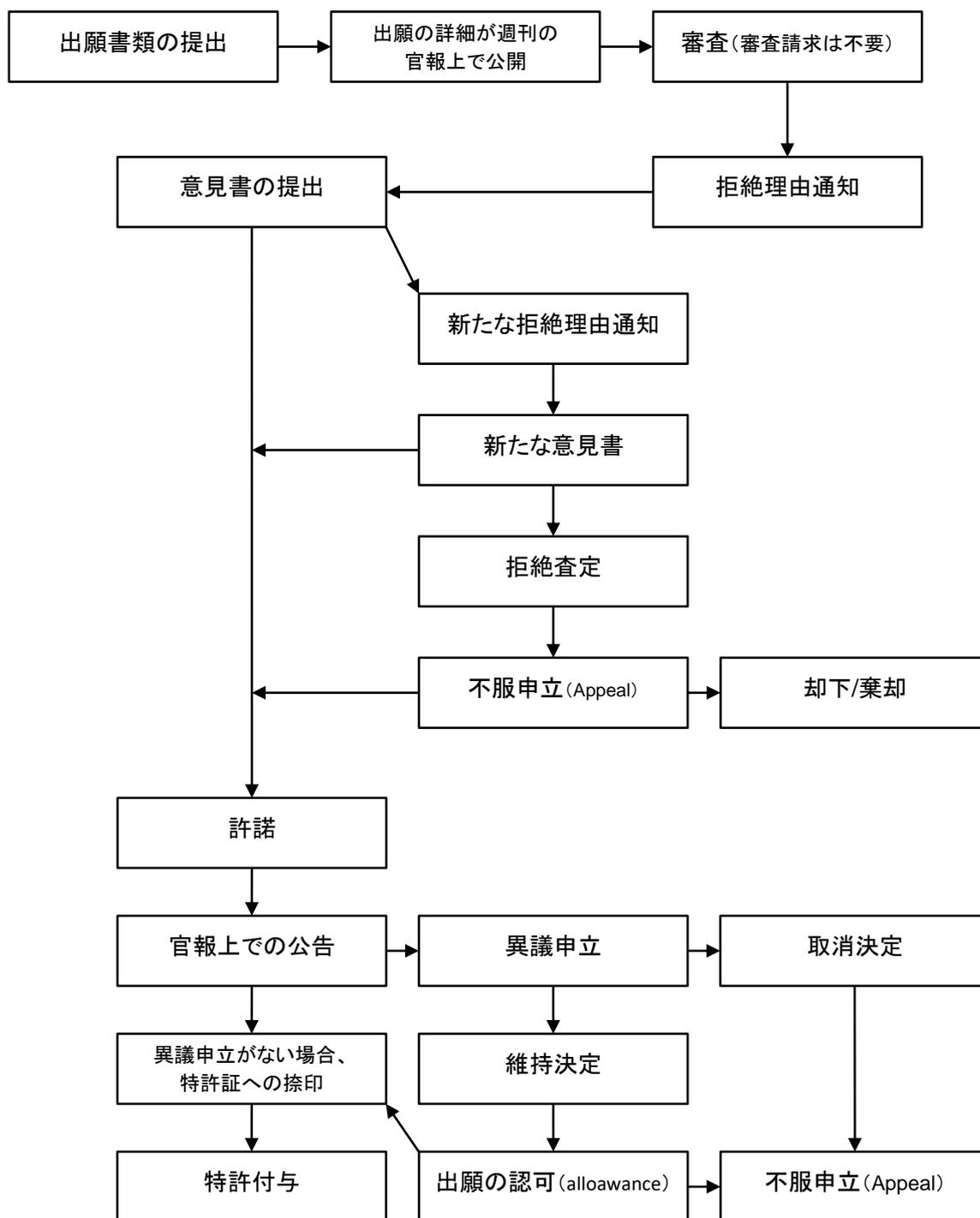
パキスタンの法にはこれに対応する規定、すなわちパリ条約の上記の規定の順守を考慮した規定は存在しないため、パキスタンの法および規則には空隙が存在することになる。優先権が主張された特許出願の保護期間を計算する際に、その計算に適用されるパリ条約第4条の2の第5項の順守に関する規定がないからである。

それゆえ、この点に関する法および実務から上記の空隙を取り除くという問題は、パキスタンの関係当局が集中して取り組む必要がある主題である。

3.2.3 登録/出願の手続

- 出願
- 特許局による審査と拒絶理由通知の発行
- 拒絶理由通知に対する意見書の提出
- 提出された意見書が審査され、審査官が意見書に納得し、出願が法定の要件に合致していた場合には出願は許諾され (accepted)、そうでない場合には別の拒絶理由通知が通知される。
- 許諾された出願は官報上で公告され、公衆からの異議申立の対象となる。
- 異議申立が提起されなかった場合、手数料の支払いが済んだ後で出願に基づく特許付与がなされる。

パキスタン特許局の手続に関するフローチャート



審査段階での特許出願の拒絶や、第三者が提起した異議申立での決定に対しては、知的財産法廷 (Intellectual Property Tribunal) 又は高等裁判所 (High Court) に提起することにより、不服を申し立てることができる。

3.2.3.1 出願の場所

特許出願はパキスタン特許局（the Pakistan Patent Office）において行われる。

3.2.3.2 出願適格者

「2000年特許令」の第11条は以下のように規定している。

以下のいずれかに該当する者は、単独で、または他人と共同で、特許を出願することができる。(a) 発明の真正な発明者であり、かつ最初に発明を行った一ないし複数の者、または前記の一ないし複数の者の譲受人もしくは利益承継人；(b) 死亡の直前に前記の出願を行う権原を有していた死亡者の法定代理人。

3.2.3.3 出願方法

パキスタンにおいて新規の特許出願を行う場合、以下の要件が適用される。

- 英語で記載された特許明細書と特許請求項（クレーム）の写し（図面がある場合には図面を添付のこと）。パキスタン特許局への出願の公用語が英語であるという点に注意されたい。
- 出願人および発明者（一ないし複数）に関する完全な詳細情報（これらの者の氏名・名称、国籍、住所）
- 書式 P-2A（コピー別添）による願書。この文書は、表の面に出願人たる企業の代表者として正当な権限を有する役員が署名し、裏面に発明者が上書きするだけで成立する。その際、証人2名が立ち会う必要があり、これら証人の氏名および文書も当該文書に記載される。
- 書式 Form P-28（コピー別添）による委任状。この文書も、出願人たる企業の正当な権限を有する役員が、弁理士への委託を認める署名を付すだけで成立する。
- 優先権書類の認証済みの写し。優先権書類が英語以外の言語で記述されている場合、公証人によって認証された当該文書の英語訳を、併せて特許局に提出することを要する。

3.2.3.4 登録プロセス全体に要する期間

所要期間は、当局が発行する拒絶理由通知の数によって異なるが、現在の特許局の業務遂行状況を考慮し、筆者らの経験に基づいて予想すれば、出願から特許付与までに要する期間は審査が円滑に進行した場合で2~3年であろうと思われる。

3.2.3.5 審査

オフィスアクション

すべての出願は、願書が特許局に受領された順番に従い、時系列順に自動的に審査される。公式に審査請求を提出する必要はない。特許請求項（クレーム）の性状によっては、一ないし複数の拒絶理由通知が発行されることがある。

方式審査の詳細

方式審査には以下のような段階が含まれる。

- 国際特許分類（IPC 分類）
- 担当審査官の割り当て
- 方式審査

実体審査の詳細

パキスタンにおいては、特許出願は形式的要件と実体的要件の両方について審査される。実体審査には以下のような段階が含まれる。

- 新規性調査
- 主要な特許データベースの検索を含む実体審査
- 出願人に特許付与を求める権利があるか否か
- 発明が十分に説明・開示されているか否か
- 特許請求項が特許適格な発明を定義しているか否か
- 特許請求項が単一の発明に関係しているか否か
- 特許請求項が明瞭簡潔であるか否か
- 特許請求項が明細書に開示された主題に適正に基づいているか否か
- 特許請求項が新規の発明を定義しているか否か
- 特許請求項が進歩性を有する発明を定義しているか否か

- 拒絶理由通知に対する応答（出願人が拒絶通知に応答する際の期限）

拒絶理由通知に対する意見書提出については、特に期限は設けられていない。それゆえ、特許局が発行する拒絶理由通知書に対する意見書を提出せずにいると、それにより出願の審査に遅延が生じる可能性がある。

- 意見書の作成

審査官は、形式的・実体的な拒絶理由に基づいて拒絶理由通知書を発行し、明細書が特許局で許諾されるようにするため、特許局の実務慣行に合わせて表題、要約および特許請求項を補正するよう出願人に要求することができる。審査官の指摘に対して反論するためには、状況に応じて詳細な意見書を提出する必要がある。

3.2.3.6 異議申立手続

パキスタンでは 2 段階の異議申立手続が利用できる。第 1 段階の異議申立は特許付与前の段階で（「特許令」第 23 条に基づいて）行うことができ、第 2 段階の異議申立は特許付与後の段階で（同 47 条(1)に基づいて）可能である。上記の 2 つの手続に基づく異議申立は、いずれも特許管理官（Controller of Patents）に提出される。

当事者双方がそれぞれの主張を書面にして提出した後で口頭審理（oral hearing）が実施され、当事者双方は審理の場で各自の主張を提示する。

特許管理官の決定に不服がある場合、各当事者は、特許管理官の決定、命令または指示の日付から 3 か月以内に、高等裁判所に出訴することができる。

特許付与前の異議申立は、完全な特許明細書の受理が公告された日から 4 か月以内であれば任意の時期に行うことができる。特許付与後の異議申立は、特許証の捺印から 12 か月以内であれば任意の時期に行うことができる。

3.2.3.7 知的財産権の発行

特許出願の受理が公開された日から 4 か月以内に異議申立がなかった場合、特許への捺印と特許証（Letters Patent Document (LPD)）の発行が行われる。

3.2.4 登録後/出願後の手続

3.2.4.1 所有者の権利

「特許令」の第 30 条は、特許により与えられる権利を以下のように規定している。

「パキスタンにおける有効な特許の所有者は以下の権利を有する。

- (a) 特許の主題が製品である場合、有効な特許の所有者は、所有者の同意を得ていない第三者が当該製品の製造、使用、販売申し出、販売、または以上を目的とした輸入を行うことを阻止することができる、かつ、
- (b) 特許の主題が方法である場合、有効な特許の所有者は、所有者の同意を得ていない第三者が当該方法を使用する行為、ならびに少なくとも当該方法により直接得られた製品の使用、販売申し出、販売、または以上を目的とした輸入を行うことを阻止することができる。」

3.2.4.2 登録/出願が成功した場合の関連料金

別添の料金表を参照されたい。

3.2.4.3 取消手続（取消・無効の効果を含む）

利害関係人は、既に付与された特許の取消を申し立てることができる。「特許令」の第 46 条は以下のように規定している。

第 46 条 高等裁判所による特許の取消

(1) 本法の規定に従うことを条件として、利害関係人もしくは連邦政府の申立または特許侵害訴訟における反訴に基づき、高等裁判所は、特許付与を拒絶しうる一ないし複数の理由により、特許の一部または全部を取り消すことができる。

(2) 本条(1)項の規定を損なうことなく、合理的な条件で政府の役務のために特許発明を製造し、実施し、または利用すべき旨の連邦政府の要求を、特許権者が合理的な理由なしに遵守

しなかったと高等裁判所が確信した場合、高等裁判所は、連邦政府の申立により特許を取り消すことができる。

(3) 本条に基づく特許取消の申立の通知は、登録簿から当該特許の所有者であると認められる者又は当該特許につき持分もしくは権益を有すると認められる者の全員に送達されるものとし、その他の者に通知を送達する必要はない。

3.2.4.4 費用

別添の料金表を参照されたい。

3.2.4.5 強制実施許諾等の実施許諾

「2000年パキスタン特許令」第59条(1)の規定に基づき、特許権者は、パキスタンにおける出願日から4年以内または特許付与日から3年以内（いずれか後に満了する方の期間）に、パキスタン国内で特許発明を実施することを要求される。

ただし、第59条(2)の規定によれば、特許の所有者がパキスタンにおける特許発明の利用がないこと（不実施）または利用が不十分であること（不十分実施）を正当化する状況が存在することを特許審査管理官に納得させた場合には、強制実施権が付与されることはない。

3.2.4.6 登録/出願の更新

「2000年特許令」の規定に基づき、年間特許料または維持年金の支払は、特許の日付から起算して4年目が満了した時点で開始され、満了後の時期にのみ適用される。係属中の出願に関する料金は、それらの出願が受理された後、特許付与に至った後で初めて支払われる。

3.2.4.7 出願人の発明実施義務

特許権者は、パキスタンにおける出願日から4年以内または特許付与の日から3年以内（いずれか後の方に満了する方の期間）に、パキスタン国内で発明を実施することを要求される（パキスタン特許法第59条）。

所定の期間内に発明を実施しないと、利害関係人が所定の方法で特許管理官（Controller）に申請した場合に、当該特許の「強制実施権」が利害関係人に付与される恐れが生じる。ただし、一般的な慣習としては、特許がパキスタンで現実に実施されていない場合、多くの特許権者は2年、3年、あるいは4年の間隔を置いて国内の新聞に公告を掲載し、自らの発明の実施を見込めそうな現地のパートナー/ライセンサーを募るといった手段を採っている。この現象は「名目的実施」（nominal working）と呼ばれ、多くの事案において、パキスタン国内で特許を「実施」してくれるパートナーを求める真摯な努力を特許権者が払っていることを示す証拠として、裁判所/特許管理官に認められることがある。

3.3 工業意匠

3.3.1 定義

「2000年登録意匠令」の第2条(e)は、「意匠」という語を以下のように定義している。

(e) 「意匠」とは、何らかの工業的方法または手段により物品に適用された形状 (shape)、輪郭 (configuration)、模様装飾 (pattern or ornament) であって、完成品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造の方法若しくは原理又は形状若しくは輪郭の特徴であって、技術的及び機能的考慮によってのみ定まるものは含まない (not include a method or principle of construction or features of shape or configuration which are dictated solely by technical and functional considerations)。

3.3.2 要件

意匠が登録可能となるためには、新規もしくは独創的 (original) なものでなければならない。「2000年登録意匠令」の第3条は、登録可能な意匠の基準を以下のように定めている。

第3条 登録可能な意匠

(1) 意匠は、所有者であると主張する者の出願により、当該出願に指定する物品 (articles) 又は組物 (set of articles) について本法に基づいて登録することができる。

(2) 本法の規定に従うことを条件として、意匠は、新規又は独創的でない限り登録されず、特に、それが登録出願日前に同一物品若しくは他の物品についてパキスタンにおいて登録され、若しくは世界の何れかの場所において公開された意匠と同一であるか又は当該意匠と重要でない細部若しくは取引上普通に使用されている変形である特徴においてのみ異なるときは、如何なる物品についてもそのように登録されない。

説明 - 意匠は、既知の意匠又は意匠の特徴の組合せと著しく異ならないときは、新規又は独創的でない。

(3) 新規性の適用上、工業意匠の公衆への開示は、それが当該出願の出願日又は該当する場合は優先日前12月以内に行われたとき及びそれが出願人若しくはその前権原者によりなされた行為又は出願人若しくはその前権原者に関して第三者によりなされた濫用を理由として又はその結果として行われたときは、考慮されない。

(4) 連邦政府は、公序良俗に反する意匠を本法に基づく登録から除外することについて規定する規則を制定することができる。

物品の特定の特徴を対象とした部分意匠を出願することも可能である（自動車バンパーの本体のみに関する意匠出願であって、取り外し可能な部品や泥除けに関するディスクレーマーを伴うもの等）。

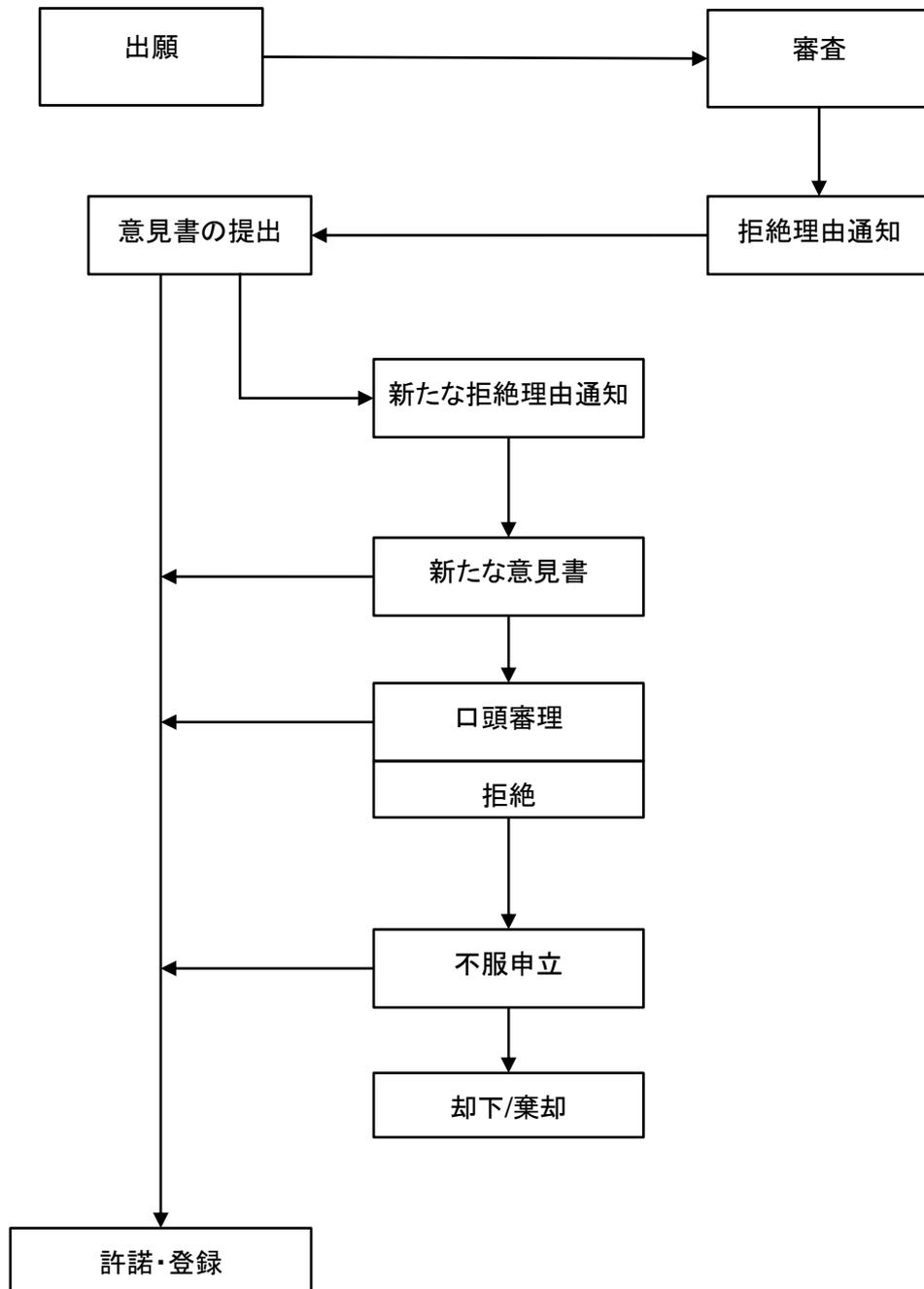
一部の特徴が互いに類似している複数の意匠の保護に関して言えば、パキスタンの意匠法の下では、個々の意匠それ自体が、独創的で新規な部分を備えた個別の意匠として扱われる。本意匠から区別される部分は、赤インクで描かれた円で囲んで表示することを要する。その場合、関連意匠に提供される保護範囲は、円で囲まれた新規な部分に限定される。つまり、このような意匠が関連の本意匠の一部を含んでいるとしても、それぞれの意匠出願は新規の意匠出願として処理されることになる。

現行の意匠法には、意匠の公開延期に関する規定は存在しない。すべての出願は許諾（acceptance）された時点で公開されるからである。ただし、発行された拒絶理由通知に対する答弁期間の延長を毎月申請することによって、意匠出願の公開を無期限に先延ばしすることはできるが、それには追加の費用がかかる。

3.3.3 保護期間

意匠登録の当初の有効期間は、パキスタンにおける出願日から 10 年である。この期間は、さらに 2 回延長することができ、延長期間はそれぞれ 10 年である。したがって、登録意匠の有効期間を合計すると、出願日または優先日から 30 年となる。

パキスタン特許局の意匠審査に関するフローチャート（簡略版）



3.3.4 登録/出願手続

意匠登録の出願から登録許可までの手続（所要期間を含む）は、以下の段階に分けられる。

段階 - A：（出願）

段階 - B：（審査）

願書提出の後、出願は自動的に審査官に送付され、審査が行われる。審査請求する必要はない。

3.3.4.1 期限

特許局は通常、新規の意匠出願を 6～8 か月かけて審査し、当該出願に関する最初の拒絶理由通知書を発行する。

段階 - C：（登録許可）

審査の終了後、公式な要件が満たされていることを前提として、意匠は登録を許可されることになる。

3.3.4.2 出願の場所

出願は、パキスタン特許局（the Pakistan Patent Office）において意匠登録官（the Registrar of Designs）に対して行われる。

3.3.4.3 出願適格者

世界のいずれの地域においても過去に公開されたことがない新規かつ独創的な意匠の所有者であると主張する者は、誰でもパキスタンにおいて当該意匠の登録を出願することができる。したがって、出願人が意匠の創作者である必要はない。

3.3.4.4 出願方法

新規の意匠出願には以下の文書を添付しなければならない。

- 願書
- 意匠の同一な表現 4 点（Four identical representations of the design）
- 委任状（書式 31 に則ったもの）
- 優先権書類、すなわち、既に締約国で提出されている、新規出願に対応する意匠出願の願書の認証済みの写し。この文書は、パキスタンにおける出願日から 3 か月以内に提出すればよい。優先権書類が英語以外の言語で記述されている場合、公証人によって認証された当該文書の英語訳を同時に提出することを要する。
- 意匠の新規性を裏付ける宣誓供述書。この文書は、出願後の審査段階において提出することができる。

3.3.4.5 登録プロセス全体に要する期間

出願日から意匠登録証の取得に至る上記のプロセスが完了するまでには、およそ 1 年程度の期間を要することがある。

3.3.4.6 審査

オフィスアクション

すべての出願は、願書が特許局に受領された順番に従い、時系列順に自動的に審査される。正式な審査請求は必要ない。請求された意匠の性質に応じて、一ないし複数の拒絶理由通知が発行されることがある。

方式審査の詳細

方式審査には以下のような段階が含まれる。

- 分類
- 担当審査官の割り当て
- 方式要件の審査

実体審査の詳細 (Cf. パキスタン特許法第 16 条)

実体審査には以下のようなステップが含まれる。

- 新規性調査
- 主要な国際データベースの検索を含む実体審査
- 出願人に意匠登録を求める権利があるか否か
- 意匠が独創的であるか否か
- 意匠が法の下で登録可能であるか否か
- 意匠が公序良俗に反しているか否か

拒絶理由通知に対する回答 (出願人の回答期限)

拒絶理由通知に対しては 1 か月以内に回答することを要する。それ以降は、必要に応じて期限の延長が可能で、延長請求 1 回につき 1 か月の延長が認められる。

3.3.5 異議申立手続

登録前の異議申立はできない。登録後の取消申請は、意匠登録後 2 年以内であれば、任意の時期に登録官に対して行うことができる。登録から 2 年が経過した場合、管轄裁判所に取消訴訟を提起することができる。

3.3.6 知的財産権登録証の発行

拒絶理由が取り除かれた時点で、出願は許諾され、意匠登録官により登録証が発行される。

3.3.7 登録後/出願後の手続

3.3.7.1 所有者の権利

「2000年登録意匠令」の第7条は、意匠により与えられる権利について定めている。登録意匠の所有者は、第三者が所有者の許可なく当該登録意匠の複製である意匠を使用もしくは具現した物品の製造、販売または実施を営利目的で行うことを阻止する権利を有する。

3.3.7.2 登録/出願が成功した場合の関連料金

別添の料金表を参照。

3.3.7.3 取消・無効手続

「2000年登録意匠令」の第10条は以下のように規定している。

(1) あらゆる利害関係人は、意匠登録後にいつでも高等裁判所に又は意匠登録から2年以内に登録官に申立をすることにより、以下のいずれかの理由に基づき、意匠登録の取消を求めることができる。

- (a) 当該工業意匠は、本法に定める特定の実体的要件を満たしていないがゆえに、登録されるべきではなかった。
- (b) 当該工業意匠が公序良俗に反している。
- (c) 当該工業意匠の登録名義人が、当該意匠に対する権利を有していないこと。

3.3.7.4 登録/出願の更新

「2000年登録意匠令」の規定に基づく意匠の登録期間は10年であり、さらに10年ずつの期間につき2回までの更新が可能である。ゆえに、意匠登録による保護期間の上限は30年となる。

3.4 実用新案

現行法によれば、特許権および意匠権は2つの別個の枠組みの下で保護されており、装置や物品の保護のために一部の国々（特に中国、ドイツ、日本、米国）で提供されているような実用新案の制度は、パキスタンには存在しない。それゆえ、実用新案出願に相当する出願は、当該出願に発明の記述（すなわち英語で記載された明細書および特許請求項ならびに(図面がある場合には)図面）が伴っている場合には、パキスタンにおいて特許出願として願書を提出することができる。これに対し、工業意匠は「2000年登録意匠令」に基づき保護される。

3.5 著作権

3.5.1 定義

パキスタンの著作権法によれば、著作権が存在する「著作物」には以下のものが含まれる。

- (a) 創作性を有する文芸著作物、演劇著作物、音楽著作物および美術著作物
- (b) 映画著作物
- (c) レコード
- (d) コンピュータプログラムおよびソフトウェア

パキスタンの著作権法の下では、公開された著作物については、その著作物がパキスタン国内で最初に公開された場合に著作権が存在する。著作物が最初に公開されたのがパキスタン国外である場合、その著作者が、当該著作物の公開日の時点または（公開日の時点で著作者が死亡している場合には）同人の死亡の時点で、パキスタン国民であるかパキスタンに居住している場合に著作権が存在する。建築著作物以外の未公開の著作物の場合、当該著作物が制作された日の時点で、その著作者がパキスタン国民であるかパキスタンに居住している場合に著作権が存在する。

建築著作物の場合、当該著作物がパキスタンに所在している場合に著作権が存在することになる。国際的な著作物の場合、パキスタンは「文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」（1884年）および「万国著作権条約」（1952年）の締約国であるため、他の締約国において最初に公開された著作物は、すべて同様の方法によりパキスタン国内で公開されたものと見なされ、当該著作物が締約国で最初に公開された時点で、その原作者がいずれかの締約国の国民であった場合、「1962年国際著作権指令」（International Copyright Order, 1962）により、法律上は、最初の公開の日付または時点において、原作者がパキスタンの国民であった場合と同様に見なされる。

3.5.2 申請の場所

著作権の登録申請は、パキスタン著作権局に対して行われる。

3.5.3 申請適格者

「2000年著作権令」の第39条(1)は、以下のように規定している。

いずれかの著作物の著作者、発行人、所有者その他、著作権に利害関係を有する者は、所定の書式に従い、かつ、所定の料金を添えて、著作権登録官に申請書を提出し、当該著作物に関わる詳細情報の著作権登録簿への記載を求めることができる。

3.5.4 申請方法

パキスタンにおいて著作物の著作権登録を申請するためには、以下の情報および文書が必要となる。

1. 著作権登録を求める著作物の原本 10 部
2. 著作物の著作者/創作者の氏名・名称、住所および国籍。著作者/創作者が死亡している場合には同人の死亡日。
3. 著作物の創作年度
4. 委任状
5. 申請人である企業に権利を譲渡する意向を示した著作者/創作者の宣誓供述書（著作者/創作者が不明もしくは不詳である場合、その著作物を匿名著作物であると宣言することができる）

3.5.5 登録/申請手続

申請人は、申請書の提出日から 1 か月以内に、国内の新聞紙上で「著作権表示」（Copyright Notice）を公表し、公衆からの異議申立に対応するよう求められる。新規に提出された申請書は、隔週で刊行される公式の「知的財産電子公報」（*Intellectual Property e-Journal* (<https://ipo.gov.pk/copyrights-e-journal>)) によりオンラインで公開される。電子版の公報には、「著作物のタイトル」、「著作物の種類」、「申請人の名称」、「申請人の住所」、「弁護士の名称」、「申請番号」、「申請日」など、過去 2 週間以内に提出された著作権申請書の詳細がすべて示される。

申請に対し異議を申し立てる者は、当初の 1 か月の期限を、1 か月ずつ 2 回まで延長することができる。申請に対する異議申立がなされた場合、登録官は異議申立通知を申請人に交付し、自らの申請について抗弁するために答弁書を提出する機会を申請人に与える。その後、事案を判断するために審問が必要であると登録官が見なした場合、登録官は当事者双方の主張を審理する審問の日取りを通知する。

それでも異議申立を行う者がいなかった場合、著作権局の審査部は、申請が法定要件をすべて満たしているか否かを判断する。

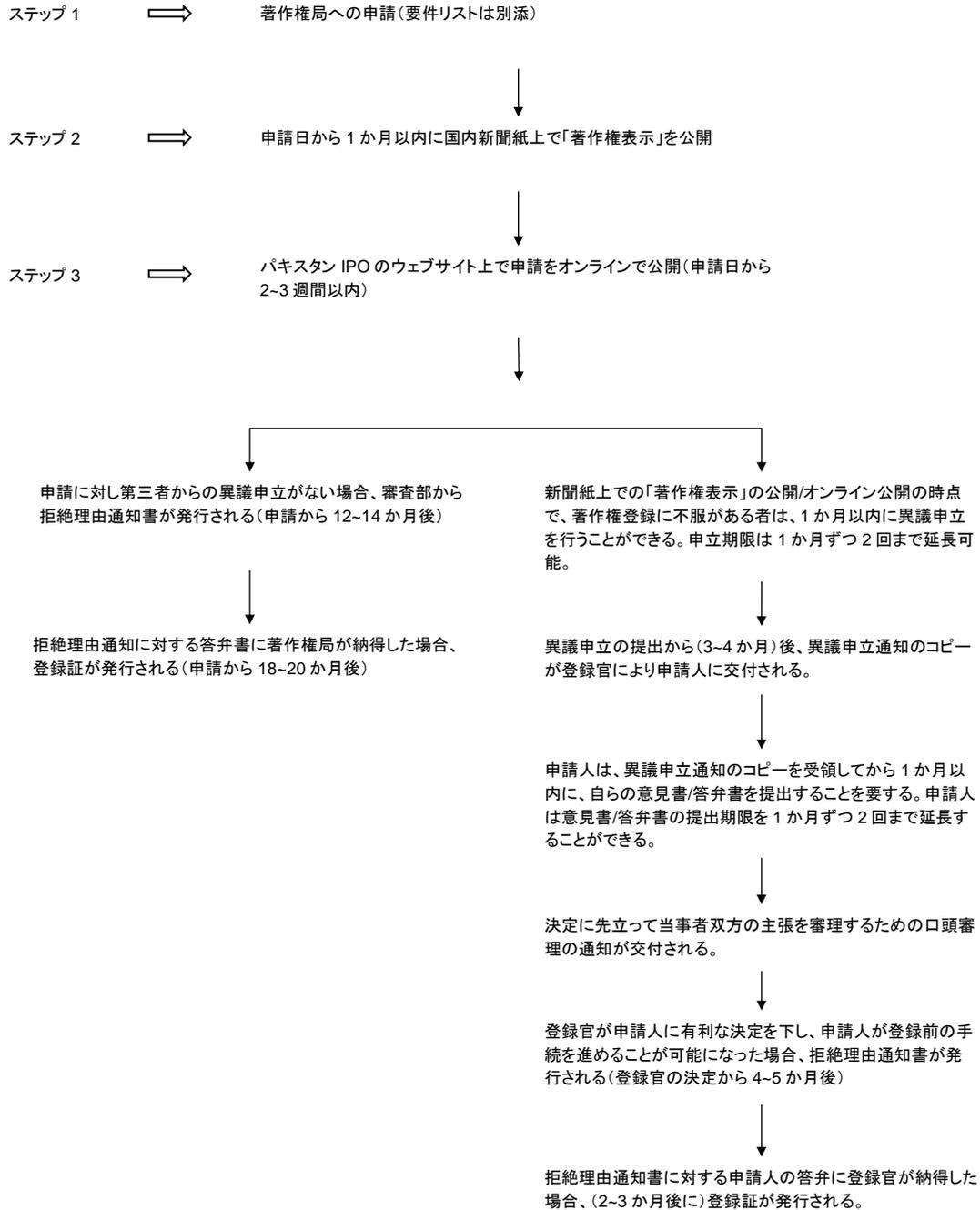
3.5.6 登録プロセス全体に要する期間

第三者からの異議申立がない場合、著作権局が登録証を発行するまでに 8～20 か月の期間を要するのが普通である。

3.5.7 保護期間

創造された（初めて有形の媒体に固定された）著作物は、創作された瞬間から保護されるものと見なされ、通常は、著作者の生存期間に同人の死後 50 年を加算した期間が保護期間として認められる。「職務として創作活動を行う者以外の複数の著作者が制作した共同著作物」の場合、著作権の保護期間は、最後まで生存していた著作者の死後 50 年にわたって存続する。職務著作物の場合や、匿名もしくは偽名による著作物の場合、著作権の保護期間は最初の公開から 50 年となる。

著作権登録手続に関するフローチャート



3.5.8 所有者の権利

著作権の所有者は、それぞれのタイプの著作物に関して、以下の**排他的な権利**を享有する。

- a) 文芸著作物、演劇著作物または音楽著作物の場合、以下の行為を自らなし、かつ、他人が以下の行為をなすのを許可する。
 - i) あらゆる物的形態により著作物を複製する；
 - ii) 著作物を公開する；
 - iii) 著作物を公然と実演する；
 - iv) 著作物の翻訳の作成、複製、実演もしくは公開を行う；
 - v) 映画著作物の中で著作物を使用するか、著作物に関するレコードを制作する；
 - vi) 著作物を放送するか、拡声器もしくはこれに類する機器により著作物の放送を公衆に伝達する；
 - vii) 著作物の翻案を制作する；
 - viii) 著作物の翻訳もしくは翻案に関連して、上の(i)～(vi)項の中で著作物につき指定された行為をなす；
 - ix) コンピュータプログラムの賃貸を許可する；

- b) 美術著作物の場合、以下の行為を自らなし、かつ、他人が以下の行為をなすのを許可する。
 - i) あらゆる物的形態により著作物を複製する；
 - ii) 著作物を公開する；
 - iii) 映画著作物の中で著作物を使用する；
 - iv) 著作物をテレビで放映する；
 - v) 著作物の翻案を制作する；
 - vi) 著作物の翻案に関連して、上の(i)～(iv)項の中で著作物につき指定された行為をなす；
 - vii) 著作物に関連するサウンドトラックを利用することにより、当該サウンドトラックのいずれかの部分に含まれる録音を具現化したレコードを制作する；

- c) 映画著作物の場合、以下の行為を自らなし、かつ、他人が以下の行為をなすのを許可する。
 - i) 著作物の複製を制作する；
 - ii) 著作物が視覚的映像から構成されている場合には当該著作物を公衆の観覧に供し、著作物が音声から構成されている場合には当該著作物を公衆の聴取に供する；
 - iii) 著作物に関連するサウンドトラックを利用することにより、当該サウンドトラックのいずれかの部分に含まれる録音を具現化したレコードを制作する；
 - iv) 著作物を放送する；
 - v) 映画著作物の賃貸を許可する；

- d) レコードの場合、以下の行為を自らなし、かつ、他人がレコードを利用することにより以下の行為をなすのを許可する。
- i) 同一の録音を具現化した別のレコードを制作する；
 - ii) 映像著作物のサウンドトラックの中で録音を使用する；
 - iii) レコードの中で具現化された録音を公衆の聴取に供する；
 - iv) (放送により)レコードの中で具現化された録音を伝達する。

3.5.9 登録/申請が成功した場合の関連費用

別添の料金表を参照。

3.5.10 取消・無効手続

著作権登録に不服のある者であれば誰でも、「著作権令」の第 42 条(1)に基づき、著作権登録の修正/取消を求める申請書を提出することができる。申請書は著作権委員会に提出される。著作権登録官は、同委員会の書記として、修正/取消申請書を著作権者に交付し、答弁書および抗弁を提出するよう促す。双方の主張の提出が完了した時点で、その事案は著作権委員会での口頭審理に委ねられ、当事者双方の主張が提示された後で同委員会が命令を発行する。著作権委員会の命令に不服がある者は、高等裁判所に上訴を提起することにより、その命令について争うことができる。

3.6 地理的表示

3.6.1 定義

「地理的表示」の定義は、「2020年地理的表示（登録・保護）法」（Geographical Indications (Registration & Protection) Act, 2020）の第2条において、以下のように規定されている。

第2条

(1)(vii) 商品に関する「**地理的表示**」もしくは「**GI**」とは、ある商品に関し、その一定の品質、社会的評価その他の特性または成分もしくは構成要素が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、また、商品が製造物である場合には、当該商品の生産、加工または調製に関わる活動が特定の領域、地域または地方で行われている場合において、ある商品が国により指定された特定の領域、地域もしくは地方を原産地としているか、そのような領域、地域もしくは地方において製造もしくは生産されたものであることを識別せしめる表示を含む。本条の適用上、領域、地域もしくは地方または国の名称ではない名称であっても、その名称が当該国内の特定の地域の内部にある商品の原産地の呼称もしくは指称であり、かつ、当該国または当該国内の領域、地域もしくは地方を原産地とする特定の商品に対して、または前記商品に関連して使用されている場合、その名称は地理的表示と見なされる。⁴

第7条 地理的表示の登録人（権利者）に関する登録

(1) 国の特定の地域に属する商品の全部ないし一部に関する地理的表示の権利者の登録には、地理的表示の登録を目的とした商品の国際分類に従って登録官により分類される商品の区分が含まれるものとする。

第9条 同音異義語である地理的表示の登録

- (1) 同音だが意味の異なる地理的表示は、本法に基づく登録を検討される対象となりうる。
- (2)(x)項に基づく登録に先立ち、登録官は、自らが以下の事項を検討したことを自ら確認するものとする。
- (i) 登録審査の対象となる同音異義の表示を、同音異義の別の表示から区別する根拠となる実用面の条件全般。
 - (ii) 関連商品の生産者に関する衡平法上の処遇。
 - (iii) 同音異義の表示が登録された結果として、当該商品の消費者に混同もしくは誤認が生じることがあってはならないという点。

⁴ 2020年地理的表示（登録・保護）法
<https://ipo.gov.pk/system/files/17-The%20Geographical%20Indications%20%28Registration%20and%20Protection%29%20Act%2C%202020.pdf>

第 10 条 外国の地理的表示の登録

- (1) 外国の地理的表示は、当該表示がその本国の国内法に従って登録されている限り、パキスタン・イスラム共和国において登録されるものとする。本国での地理的表示の保護に関する法規定、行政規定もしくは司法判決による権原および日付は、外国の地理的表示の登録申請の受理にあたって考慮されるものとする。
- (2) 外国の地理的表示がその本国において保護されていないか、その保護が消滅しているか、当該国において使用されなくなっている場合、登録所は、そのような外国の地理的表示の登録を許可してはならない。
- (3) 外国の地理的表示の登録申請は、パキスタン国内に所在する申請人の適法な代理人により、登録所において行われるものとする。
- (4) 登録手続を通じて、登録所は、申請人または同人の適法な代理人に対し、本国たる外国における登録に係る情報のうちパキスタンでの登録に影響を及ぼす可能性のある情報の提出を要請することができる。

3.6.2 申請の場所

地理的表示の登録申請は、パキスタン地理的表示登録官に対して行われる。

3.6.3 申請適格者

「2020年地理的表示法」の第2条(1)(i)によれば、地理的表示登録の「申請人」となりうるのは、自然人もしくは法人、行政機関もしくは法定機関、組合、生産者グループ、生産者団体、登録に利害関係を有する経営者である。

3.6.4 申請方法

要件

- 1) 申請人の詳細情報
 - 申請書を提出する申請人の正式な名称および住所。
 - 申請人が外国に居住している場合には、文書の交付先となるパキスタン国内の住所を提示しなければならない。
 - 申請人の国籍。
 - 申請人が居住している国または申請人の主たる事業所のある国、パキスタンもしくは外国における事業所の住所。
 - 申請人が登録を申請する資格（法的能力/権限/任命）。

- 申請人の携帯電話番号/申請人のファックス番号/申請人の e メールアドレス
- 2) 地理的表示に関わる製品/商品が記載された明細書(製品規格、製品仕様等を記載した明細書)
(Book of specification)
 - 3) 地理的表示
 - 登録を求める地理的表示の詳細。
地理的表示が適用される地域の詳細と当該地域の地図(地理的表示に関係し、または地理的表示が適用され、かつ、地理的表示が使用される商品の原産地となる国の名称、または当該国の領土内に所在する地域または地方の名称)。
 - 図解、地図その他の形態による追加情報。
 - 4) 国際分類に従った商品/サービスの区分(第1類~45類)(多区分出願は認められない)
区分および商品(第1類~45類)の詳細および地理的表示が使用/適用される製品/説明。
商品の品質、社会的評価、その他の特性。
地理的表示が使用される商品の品質、社会的評価、その他の特性と当該表示が使用される際の条件、または地理的表示の使用/適用について定められた上記以外の詳細。
 - 5) 適正な本国における地理的表示の保護に関する法規定、行政規定または裁判所判決の名称および日付。
関連商品の生産者もしくは事業者に関する詳細情報の記述(そのようなものがある場合)。
 - 6) ラベルが使用される場合、ラベルの表示内容の詳細。
 - 7) 公認団体からの使用承認(そのようなものがある場合)。

地理的表示法の第12条によれば、地理的表示の登録申請書の内容には、以下の事項が含まれていなければならない。

- (1) 申請人が提出する地理的表示の登録申請書には、登録事項として以下の項目が含まれるものとする。
 - (i) 申請書を提出する申請人の名称および住所。
 - (ii) 登録を求める地理的表示。
 - (iii) 地理的表示が適用される商品区分。
 - (iv) 地理的表示が適用される地域および当該地域の地図。
 - (v) 適正な本国における地理的表示の保護に関する法規定、行政規定または裁判所判決の名称および日付。
 - (vi) 関連製品の生産者もしくは事業者がいる場合、それらの生産者もしくは事業者に関する詳細情報の記述。
 - (vii) 地理的表示が適用される商品。
 - (viii) 商品の品質、社会的評価、その他の特性、原産地その他、地理的表示の使用について予め定められた詳細。

- (ix) 製品規格もしくは製品仕様を記載した明細書。
- (x) その他の所定の事項。また、所定の料金の支払が登録の前提となる。

(2) その他の要素に加えて、当該製品がどの程度周知であり消費者から選択されているかに基づく製品の社会的評価が判定されることがある。

(3) 地理的表示に関わる製品の品質および特性は、一ないし複数の質的・量的な基準や、物理的・化学的・微生物学的に検出可能な基準によって定義されるものとし、これらの基準は、予め定められた規定に従って技術的手段による試験が可能であるか、専門家が適切な試験方法を用いて試験可能であるものとする。

地理的表示の「許可使用者」の登録、申請書は地理的表示法第 17 条に基づき提出することができる。申請書には以下が含まれていなければならない。

(1) 登録された地理的表示の使用権に利害関係を有する事業者、生産者もしくは生産者団体であると自ら主張する自然人もしくは法人または集団は、当該地理的表示の許可使用者として自らを登録するために、書面を以て登録官に申請することができる。ただし、所定の方法に従って登録人の正式な同意を得ることが前提となる。

(2) 本条(1)項に基づく申請書には、明細書および事実関係を示した所定の文書に当該申請が適合していることを確認する陳述書を添えるものとする。前記の所定の文書は、申請人が実際に申請書に記載されている商品の生産者もしくは事業者であるか否かを判定するため、審査官が予め指定し、要求するものである。

(3) 登録官は、申請書が基準その他の要件を満たしているか否かを判断するため、申請書の審査を実施せしめるものとする。

(4) 申請書の審査にあたり、登録官は、説明もしくは追加証拠を登録官に提供させるため、申請人その他の者を召喚することができる。

(5) 申請人の懈怠により、地理的表示に関する許可使用者の登録が申請日から 12 か月以内に終了しなかった場合、登録官は、所定の方法に従って申請人に通知を交付した上で、指定された期限内に申請手続が終了しない限り、当該申請が放棄されたものとして処分することができる。⁵

- 許可使用者の登録を求める申請人が、登録官の同意を得る。
- 申請人は、自らがサプライチェーンの一員であること、すなわち地理的表示が使用される製品の生産者もしくは事業者であることを示す証拠を提供する。
- 登録官は、「明細書」を申請人に交付して、その順守を求める。

⁵ 2020 年地理的表示（登録・保護）法

<https://ipo.gov.pk/system/files/17->

[The%20Geographical%20Indications%20%28Registration%20and%20Protection%29%20Act%2C%202020.pdf](https://ipo.gov.pk/system/files/17-The%20Geographical%20Indications%20%28Registration%20and%20Protection%29%20Act%2C%202020.pdf)

- これを受けた申請人は、自らが明細書を順守する旨の保証書を登録官に提出する。
- 登録官が、申請人の請求を審査した上、同意を与える。
- 申請人は、書式 GI-01 とともに以下の文書を地理的表示登録官に提出する。
 - 「明細書」の順守を確認する宣誓供述書。
 - 登録官からの同意書。
 - 申請料 1000 パキスタン・ルピー/-IPO 長官宛に納付⁶

3.6.5 保護期間

登録官による地理的表示の登録は**永久的**に存続する。⁷

許可使用者の登録の有効期間は **10 年**である。⁸

許可使用者は自らの登録を更新することができ、1 回の更新につき 10 年の有効期間が与えられる。⁹

⁶ 許可使用者の登録申請手続

https://ipo.gov.pk/gi_procedure_authorized_users

⁷ 地理的表示法第 25 条

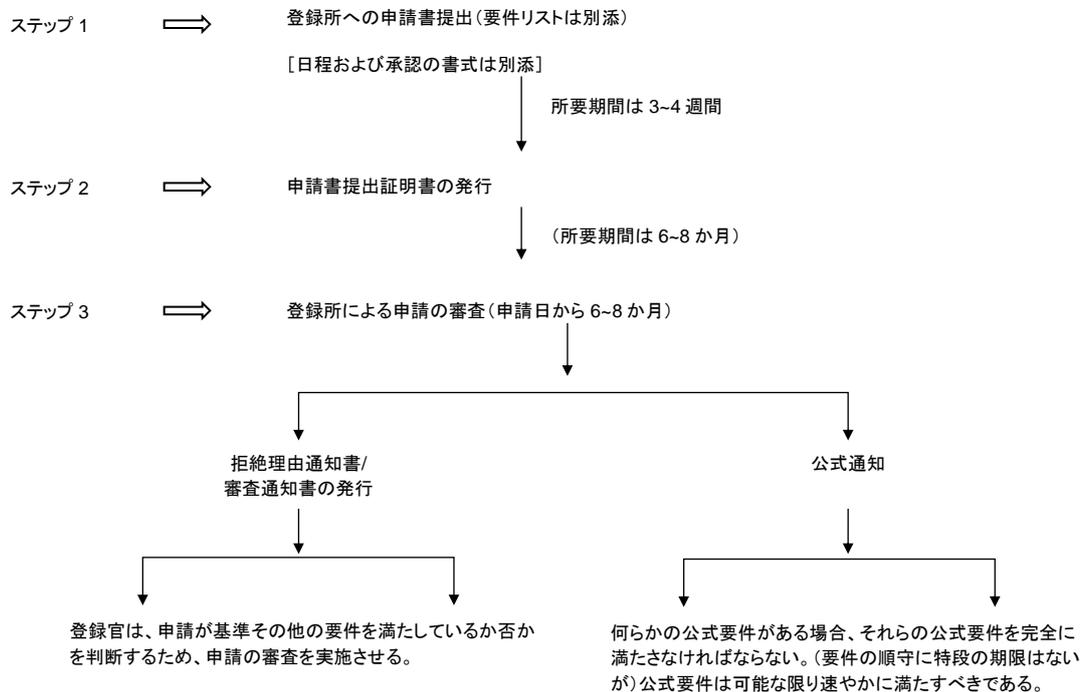
⁸ 同上。2020 年地理的表示（登録・保護）法

<https://ipo.gov.pk/system/files/17->

[The%20Geographical%20Indications%20%28Registration%20and%20Protection%29%20Act%2C%202020.pdf](https://ipo.gov.pk/system/files/17-The%20Geographical%20Indications%20%28Registration%20and%20Protection%29%20Act%2C%202020.pdf)

⁹ 同上。

地理的表示の登録プロセスに関するフローチャート

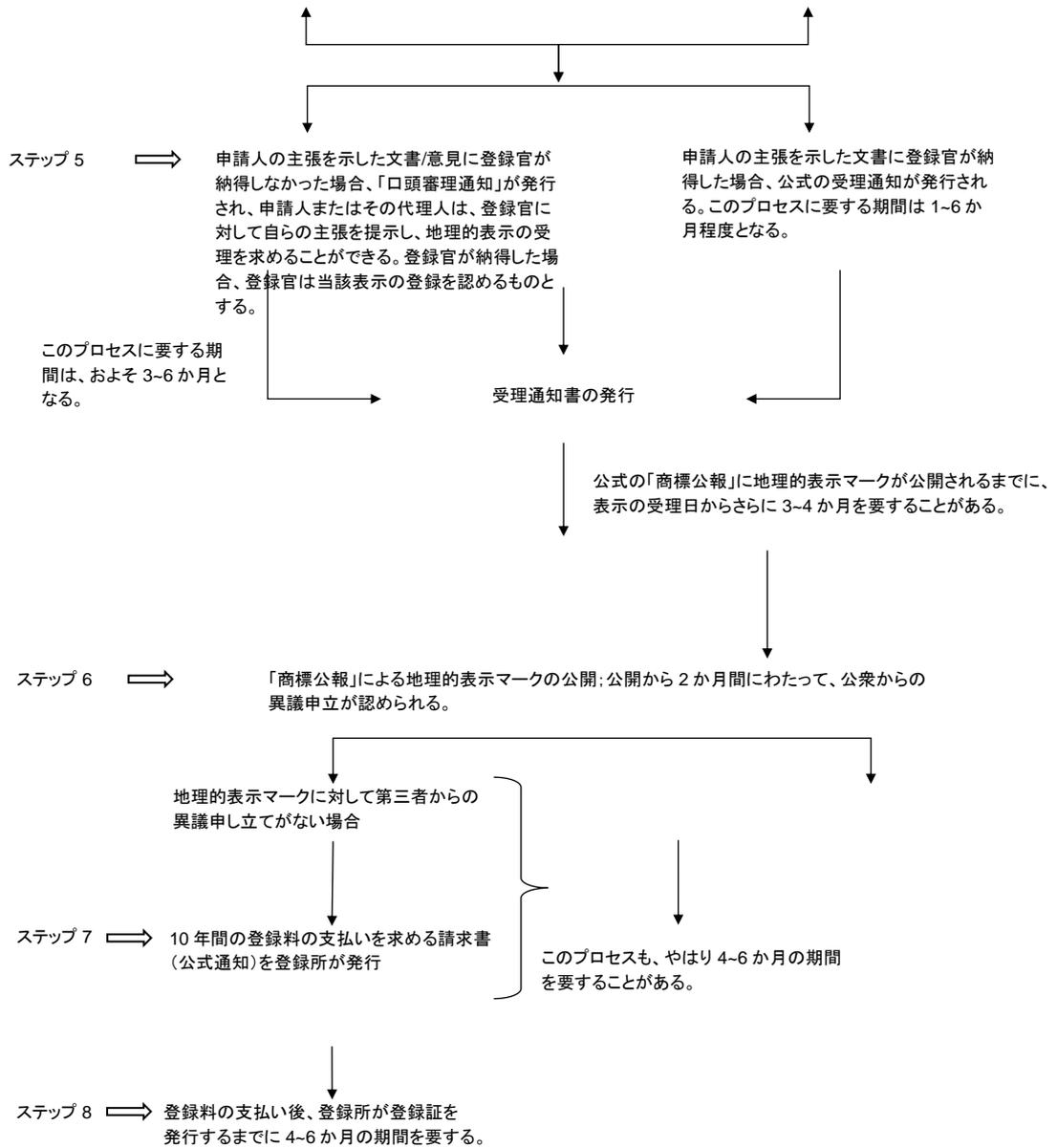


申請の審査にあたり、登録官は、申請人その他の関係者を召喚し、説明もしくは追加証拠の提供を求めることができる。審査対象となる事案に関する分野の専門家の意見が必要である場合、登録官は所定の方法に従ってその事案を専門家に付託し、専門家の考察と意見を仰ぐものとする。

申請の受理に対する異議

申請の本案、表示の使用を示す証拠、特定の品質、社会的評価その他の特性が本質的にその原産地に帰すべきものであることを示す証拠、申請人が提示を要求されるその他の事項に関する証拠に関する審査の実施が登録官に義務付けられていない場合において、申請の受理に反対する何らかの理由が登録官の側にあるか、登録官が適用する権利を有する何らかの条件、補正、修正もしくは限定を前提として申請を受理することを提案した場合、登録官は、上記の反対理由もしくは提案を書面により申請人に通知するものとする。2 か月以内であれば、通知への応答期限は通知の日から 1 か月を上限として延長することができる。

ステップ4 登録所は申請人に対し、拒絶理由通知書の発行日から2か月以内に意見書を提出するよう要請する。この期限は1か月ずつ3回まで延長することも可能である。



3.6.6 登録/申請手続

- 申請書の提出。
- 審査および地理的表示局の登録官からの拒絶理由通知書の発行。
- 拒絶理由通知書に対する意見書の提出。
- 提出された意見書の審査。審査官が答弁書の内容に納得し、かつ、申請書が公式要件を満たしている場合、申請は受理される。そうでない場合、新たな拒絶理由通知書が発行される。
- 受理された申請は、官報上で公告され、公衆からの異議申立の対象となる。
- 異議申立がなされなかった場合、登録料の支払後に申請が認められる。

3.6.7 地理的表示の登録により与えられる権利

地理的表示の登録人は、登録された商品に関連して地理的表示を使用するとともに、当該表示の「許可使用者」として第三者を承認する排他的な権利を有するものとする。

第26条 登録により付与される権利

(1) 地理的表示の登録は、以下の権利を付与するものとする

(i) 登録された地理的表示の侵害に関して救済を得る権利を、地理的表示の登録人および許可使用者に付与する。

(ii) 地理的表示の登録対象となった商品に関連して地理的商標を使用する排他的な権利を許可使用者に付与する。

(iii) 侵害者または模倣者に対して訴訟を提起する権利。

(iv) 地理的表示に関係する指定製品に関して、他人があらゆる方法で登録済みの地理的表示を使用するのを阻止する権利。

3.6.7.1 登録/申請が成功した場合の関連料金

別添の料金表を参照。

3.6.7.2 取消・無効手続

地理的表示の登録に不服がある者であれば誰でも、地理的表示法第 44 条に基づき、登録の修正/取消を求める申請書を提出することができる。

第 44 条 登録の変更および登録簿の修正もしくは訂正を行う権限

- (1) 十分な利害関係を有する者は、登録簿の錯誤または遺漏の修正を求める申請を行うことができる。ただし、地理的表示登録の有効性に影響を及ぼす事項については、修正を求める申請を行うことができない。
- (2) 登録簿修正の効果は、修正の対象となった錯誤または遺漏は初めから存在しなかったものと見なされるというものである。
- (3) 登録官は、登録人または許可使用者が所定の方法で行った申請に基づき、登録簿に記載された申請人の名称もしくは住所の変更を行うことができる。
- (4) 登録官は、自らが必要と見なした場合、所定の手続に従って地理的表示の登録対象となる商品区分の修正もしくは書き換えを行うことができる。
- (5) 登録簿の現在の記載内容は、所定の手続に従って新規の区分を登録するために変更されることがある。

第 45 条 許可使用者として登録の変更もしくは取消を行う権限

- (1) 許可使用者として登録された者は、以下の措置の対象となることがある
 - (i) 許可使用者としての登録の要件となる要件および制限が順守されていない場合、地理的表示の登録人または認証団体もしくは認証機関が所定の方法で行った申請に基づき、登録官が行う修正、訂正もしくは取消。
 - (ii) 地理的表示の許可使用者が所定の方法で書面により行った申請に基づき、登録官が行う修正、訂正もしくは取消。
 - (iii) 上の(i)および(ii)に基づく想定に従って登録官が行う取消。
- (2) 登録済みの地理的表示の侵害訴訟において、知的財産裁判所は許可使用者登録の変更もしくは取消を行うことができる。登録官の査定もしくは知的財産裁判所の命令を不服として提起された上訴において、または、許可使用者が本法の規定に違反して行った地理的表示の使用を理由として損害を被った個人もしくは団体が所定の方法で提起した訴訟において、高等裁判所は許可使用者登録の変更もしくは取消を行うことができる。¹⁰

¹⁰ 2020 年地理的表示（登録・保護）法

<https://ipo.gov.pk/system/files/17->

[The%20Geographical%20Indications%20%28Registration%20and%20Protection%29%20Act%2C%202020.pdf](https://ipo.gov.pk/system/files/17-The%20Geographical%20Indications%20%28Registration%20and%20Protection%29%20Act%2C%202020.pdf)

料金表

商標

- 多区分出願制度は利用できない。

- 役務商標の登録は可能。

番号	費目	公定料金 (米ドル換算金額)
1.	単区分の商品に関する商標出願	22/-
2.	同一商標に関する区分の追加 1 個当たり	22/-
3.	官報上での公開 (費用)	40/-
4.	登録料	65/-
5.	商標の更新	120/-
6.	商標の調査	12/-
7.	名義変更の登録	
	- 最初の商標 1 件	15/-
	- 追加の商標	5/-
8.	住所変更の登録	
	- 最初の商標 1 件	5/-
	- 追加の商標	2/-
9.A	合併による名義変更の登録 (6 か月以内)	
	- 最初の商標 1 件	45/-
	- 追加の商標	15/-
9.B	合併による名義変更 (6 か月以内)	
	- 最初の商標 1 件	55/-
	- 追加の商標	15/-
10.A	譲渡の登録 (6 か月以内)	
	- 最初の商標 1 件	45/-
	- 追加の商標	15/-
10.B	譲渡の登録 (6 か月以内)	
	- 最初の商標 1 件	55/-
	- 追加の商標	15/-
11.	登録上の使用者の登録	
	- 最初の商標 1 件	22/-
	- 追加の商標	6/-
12.	使用許諾 (ライセンス) の登録	
	- 最初の商標 1 件	22/-
	- 追加の商標	6/-

特許

番号	費目	公定料金 (米ドル換算費用)
1.	40 ページ以下かつ特許請求項 20 項目以下の優先権特許出願	62/-
2.	40 ページ以下かつ特許請求項 20 項目以下の通常の特許出願	62/-
3.	ページの追加 (1 ページ当たりの費用)	1/-
4.	特許請求項の追加 (1 項目当たりの費用)	2/-
5.	図面シートの記載する出願人データの挿入	-
6.	名義変更の登録	
	- 最初の特許 1 件	20/-
	- 追加の特許	20/-
7.	住所変更の登録	
	- 最初の特許 1 件	20/-
	- 追加の特許	20/-
8.	譲渡の登録	
	- 最初の特許 1 件	20/-
	- 追加の特許	20/-
9.	調印料の支払	62/-

工業意匠

番号	費目	公定料金 (米ドル換算費用)
1.	意匠登録出願	3/-
2.	世界貿易機関（WTO）との国際協定に基づく意匠登録出願	3/-
3.	著作権延長申請	4/-
4.	意匠登録取消申請	4/-
5.	名義・住所・文書交付先住所の変更届出	
	- 規則 53 に基づく届出	1/-
	- 第 13 条に基づく届出	2/-
6.	所有権の買収（6 か月以内）	
	- 意匠 1 点に関する料金	4/-
	- 追加の意匠に関する料金	1/-
7.	事務的な錯誤の訂正申請	2/-
8.	登録証の交付請求	4/-
9.	意匠登録番号が判明している場合の第 19 条に基づく検索請求	1/-
10.	意匠登録番号が判明していない場合の第 19 条に基づく検索請求	4/-
11.	意匠登録の取消	4/-
	- 追加の意匠	15/-
12.	期限延長請求	
	- 1 か月の延長料	2/-
	- 2 か月の延長料	4/-
	- 3 か月の延長料	6/-
13.	口頭審理出席の意向を示す通知	4/-
14.	異議申立通知	4/-
15.	口頭審理出席の意向を示す通知	4/-

著作権

番号	費目	公定料金 (米ドル換算費用)
1.	- 第 40 条に基づく著作権譲渡の登録申請 1 件	17/-
	- 第 41 条(2)に基づく著作権登録簿の修正を求める申請 1 件	28/-
2.	文芸著作物または演劇著作物の他言語への翻訳の作成・公開の許諾を求める申請	56/-
3.	著作権放棄の届出	28/-
4.	著作権侵害の模倣品の輸出入阻止を求める申請	112/-
5.	委員会書式 A および B に関する申請	28/-
6.	委員会書式 C に関する申請	34/-
7.	強制使用許諾	56/-
8.	各種文芸著作物に関する料金	
	コンピュータプログラム/ソフトウェア以外の文芸著作物	11/-
	コンピュータプログラム/ソフトウェア	28/-
	美術著作物（絵画、写真、彫刻、図画、建築著作物等） 2000	11/-
	商品およびサービスに現に使用されているか、商品およびサービスへの使用もしくは関連付けが可能な美術著作物	34/-
	映画著作物（映画、ドラマ作品その他の長編映画、アニメーション映画、ゲーム等）	56/-
	レコード著作物（音楽、音声、歌曲等） [歌曲 1 曲/音声 1 件当たり]	11/-
	映像を伴う音楽著作物 [歌曲 1 曲当たり]	11/-
9.	著作権登録に不服のある者が著作権委員会に提出する著作権登録簿の修正申請	34/-
	著作権委員会への上訴	56/-
10.	著作権登録人または著作権委員会の管理下にある他の公式文書の認証済みの写し [1 ページ当たり]	2/-
11.	登録簿または索引の写しの作成または抄録 [1 ページ当たり]	2/-
12.	登録申請に対する異議申立	34/-
13.	修正申請に対する異議/答弁書の提出	28/-
14.	著作権の条件変更を求める申請	34/-

地理的表示

事項または手続	公定料金 (米ドル換算費用)
単区分の商品に関する地理的表示登録申請料 同一商標に関する区分の追加1個当たりの料金	7/-
許可および文書交付先となる住所の記載、変更、差し替えを求め る請求書式	4/-
登録の公告	4/-
異議申立通知	125/-
異議申立通知に対する答弁書	13/-
登録証	13/-
地理的表示の許可使用者登録の取消または修正を求める申請	125/-
登録簿の修正または地理的表示の登録抹消に係る訴訟に当事 者として参加することを求める登録官への申請	63/-
地理的表示の取消または修正を求める申請に対する答弁書	13/-
登録申請書の事務的な誤りの訂正を求める申請、または他の点に 関して登録申請書の修正許可を求める申請	4/-
登録証以外の証明書の発行を長官に求める申請	7/-
登録済みの地理的表示の登録上の権利者が登録簿の記載内容変更 を求める申請	7/-
期限延長請求	13/-
長官に提出される口頭審理出席の通知	7/-
地理的商標に関わる代理人の登録更新を求める申請	313/-
地理的商標に関わる代理人の登録更新を求める申請	125/-
地理的表示の許可使用者の登録更新を求める申請	8/-
地理的表示の許可使用者の登録更新を期限後に求める申請	8/-
地理的表示の登録回復を求める申請	13/-

	特許	工業意匠	著作権	地理的表示	商標
定義	「2000年パキスタン特許令」(Pakistan Patents Ordinance, 2000)に基づき、法定要件を満たす発明は、その技術分野を問わず特許適格とされる。	「2000年登録意匠令」の第2条(e)には以下のような定義が示されている：何らかの工業的方法または手段により物品に適用された形状、輪郭、模様装飾であって、完成品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるものを意味する。ただし、構造の方法若しくは原理又は形状若しくは輪郭の特徴であって、技術的及び機能的考慮によってのみ定まるものは含まない	パキスタンの著作権法によれば、著作権が存在する「著作物」には、創作性を有する文芸著作物、演劇著作物、音楽著作物、美術著作物、映画著作物およびレコードが含まれる。	地理的表示は、「2020年地理的表示(登録・保護)法」の第2条に定義されている。	「2001年商標令」の第2条(xxiv)によれば、「標章」(mark)の定義は、特に、図案、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名称(個人名称を含む)、署名、語、文字、数字、図形要素、色彩、音、または以上の複数の組み合わせとされている。
要件	<ul style="list-style-type: none"> 新規性 進歩性 産業利用性 	意匠が登録可能となるためには、新規もしくは独創的なものでなければならない。「2000年登録意匠令」の第3条は、登録可能な意匠の基準を定めている。	著作物に関する著作権登録を申請するためには以下を提出することを要する：登録を求める著作物の原本10部；著作物の著作者もしくは創作者に関する詳細情報；著作物が創造された年度；委任状；申請人である企業に	<ul style="list-style-type: none"> 申請人の詳細 地理的表示が使用される製品/商品の詳細を示した明細書 地理的表示 商品/サービスの区分 法規定、行政規定もしくは司法判決の名称および日付 	<ul style="list-style-type: none"> 登録の請求 出願人の完全な名称および住所 登録を求める商標に関する商品またはサービスの記述 商品またはサービスの国際分類 商標の表現 代理人を利用する場合には、代理人に関する詳細情報

			権利を譲渡する旨の宣誓供述書。	<ul style="list-style-type: none"> ラベルが使用される場合には、ラベルの表示内容の詳細。 公認団体からの使用承認（そのようなものがある場合） 	
保護期間	20年	パキスタンにおける出願日から10年（その後2回まで延長可能）	著作者の生存年数に、著作者の死後50年を加算した期間	<p>地理的表示の登録人は、登録により永久的な保護を享受する</p> <p>許可代理人の登録期間は10年（更新可能）である</p>	有効期間は10年で、10年ずつの更新が可能
登録/出願/申請手続	<ul style="list-style-type: none"> 出願書類の提出； 特許局による審査および拒絶理由通知書の発行； 拒絶理由通知書に対する意見書の提出； 提出された意見書が審査され、審査官が意見書に納得し、出願が公式の要件に合致していた場合には出願が受理され、そう 	<p>段階 A：（出願）</p> <p>段階 B：（審査）</p>	<p>申請書の提出日から1か月以内に、国内の新聞紙上で「著作権表示」（Copyright Notice）を公開することを要する。</p> <p>申請に対し異議を申し立てる者は、当初の1か月の期限を、1か月ずつ2回まで延長することができる。申請に対する異議申立がなされた場合、登録官は異議申立通知を申請人に交付し、自らの申</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の提出 地理的表示局の登録官による審査および拒絶理由通知書の発行 公式審査の査定に対する答弁書の提出 提出された答弁書が審査され、審査官が答弁書に納得し、申請が公式の要件に合致していた場合には出願が受理 	<ul style="list-style-type: none"> パキスタン商標登録所において調査を実施 出願後、登録所は出願日から3~4週間以内に、公式の出願証明書を発行する 出願の審査 審査官は登録に拒絶理由を提示することができる。 商標登録所は出願人に対し、拒絶理由通知書の発行から2

	<p>でない場合には別の拒絶理由通知が発行される；</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受理された出願が官報上で公告され、公衆からの異議申立が認められる； ● 異議申立が提起されなかった場合、調印料の支払いが済んだ後で出願に基づく特許付与がなされる。 <p>現在の特許局の業務遂行状況を考慮すれば、審査が円滑に進行した場合、出願から特許付与までに要する期間は2~3年と思われる。</p>		<p>請について抗弁するために答弁書を提出する機会を申請人に与える。その後、事案を判断するために審問が必要であると登録官が見なした場合、登録官は当事者双方の主張を審理する審問の日取りを通知する。</p> <p>それでも異議申立を行う者がいなかった場合、著作権局の審査部は、申請が法定要件をすべて満たしているか否かを判断する。</p>	<p>され、そうでない場合には別の拒絶理由通知書が発行される</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 受理された申請が官報上で公告され、公衆からの異議申立が認められる ● 異議申立がなかった場合、登録料の支払後に登録が許可される 	<p>か月以内に、同通知書に対する意見書を提出するよう要求する。意見書の提出期限については、3回までの期限延長（1回の延長期間は1か月）が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 拒絶理由の除去/拒絶理由通知書に対する意見書の提出 ● 登録官が実施する口頭審理に出席 ● 商標登録の受理 ● 「商標公報」による出願の公開と、公開日から2か月の期間は、公衆からの異議申立が認められる。 ● 異議申立がなされなかった場合、登録所は登録料の支払を求める請求書を発行する。 ● パキスタン商標登録所による登録証の発行
--	--	--	--	---	---

方式審査の有無	<p>方式審査あり。</p> <p>方式審査には以下のステップが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • IPC 分類 • 審査官の割り当て • 方式審査 	<p>方式審査には以下のステップが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 分類 • 審査官の割り当て • 方式審査 	方式審査あり。	方式審査あり。	<p>方式審査あり。</p> <p>6~8 か月</p>
実体審査の有無	<p>実体審査あり。</p> <p>パキスタンにおいては、特許出願は形式的要件と実体的要件の両方について審査される。実体審査には以下の段階が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新規性調査 • 主要な特許データベースの検索を含む実体審査 • 出願人に特許付与を求める権利があるか否か • 発明が十分に説明・開示されているか否か • 特許請求項が特許適格な発明を定義しているか否か • 特許請求項が単一の発明に関係しているか否か 	<p>実体審査には以下のようなステップが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 新規性調査 • 主要な国際データベースの検索を含む実体審査 • 出願人に意匠登録を求める権利があるか否か • 意匠が独創的であるか否か • 意匠が法の下で登録可能であるか否か • 意匠が公序良俗に反しているか否か 	実体審査あり。	実体審査あり。	<p>実体審査あり。</p> <p>3-4 週間。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 特許請求項が明瞭簡潔であるか否か ● 特許請求項が明細書に開示された主題に適正に基づいているか否か ● 特許請求項が新規の発明を定義しているか否か ● 特許請求項が進歩性を有する発明を定義しているか否か 				
異議申立手続	<p>パキスタンでは2段階の異議申立手続が利用できる。第1段階の異議申立は特許付与前の段階で（「特許令」第23条に基づいて）行うことができ、第2段階の異議申立は特許付与後の段階で（同47条(1)に基づいて）可能である。上記の2つの手続に基づく異議申立は、いずれも特許審査管理官に提出される</p> <p>特許付与前の異議申立は、完全な特許明細書の受理が公告された日から4か月以</p>	<p>登録許可前の異議申立は不可能である。登録許可後の取消申請は、意匠登録後2年以内であれば、任意の時期に登録官に対して行うことができる。登録から2年が経過した場合、管轄裁判所に取消訴訟を提起することができる。</p>	<p>異議申立通知は、「著作権公報」に商標が公告された日から2か月以内に提出するものとする（1か月ずつの期限延長が2回まで認められる）。</p> <p>申請人が提出した答弁書によって異議に対する抗弁がなされた場合、登録官は異議申立人に対し、異議の根拠となる証拠と裏付けとなる文書証拠の提出を促す。異議申立人は、自らが妥当と見なした場合、相手方の主張を</p>		<p>「商標公報」による商標の公開日から2か月以内に、異議申立通知が提出される。また、異議申立人は1か月ずつの異議申立期限の延長を2回まで求めることができる。</p> <p>ただし、出願人が異議申立に対して抗弁し、答弁書を提出した場合、登録官はその答弁書を異議申立人に交付し、異議申立人に対し、自らの異議申立を支持するために異議申立人となる企業の宣誓供述書を裏付けとなる文書証拠とともに提出するよう促す。</p>

	<p>内であれば任意の時期に行うことができる。</p> <p>特許付与後の異議申立は、特許証の捺印から 12 か月以内であれば任意の時期に行うことができる</p>		<p>反駁する宣誓供述書および証拠を提出するよう求められる。</p> <p>登録官は当事者双方の主張を審理する口頭審理の日程を定める。その後、登録官は自らの決定を言い渡す。</p> <p>異議申立手続には、2~4年の期間を要することがある。</p>		<p>出願人が証拠により裏付けられた宣誓供述書を提出した場合、登録官は、その宣誓供述書の写しを異議申立人に交付し、それらに反駁する宣誓供述書と証拠を提出するよう異議申立人に促す。異議申立人は、自らが適当と見なした場合には、それらを提出することができる。</p> <p>上記の手続が終了した時点で、登録官は、当事者双方の主張を聴取するための口頭審理の日程を定め、口頭審理の後、登録官は異議申立に対する自らの決定を言い渡す。異議申立手続が決着するまでには、2~4年の期間を要することがある。</p>
<p>所有者の権利</p>	<p>「特許令」の第 30 条は、特許により与えられる権利を以下のように規定している。</p> <p>「パキスタンにおける有効な特許の所有者は以下の権利を有する。</p> <p>(a) 特許の主題が製品である場合、有効な特許の所有者</p>	<p>「2000 年登録意匠令」の第 7 条は、意匠により与えられる権利を規定している。</p>	<p>著作権者は、特に以下の行為をなす排他的な権利を有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 著作物の公表 ● あらゆる素材形態による著作物の複製 ● 著作物の翻案の制作 	<p>地理的表示法の第 26 条は、以下の権利を与えている。</p> <p>(i)登録された地理的表示の侵害に関して救済を得る権利を、地理的表示の登録人および許可使用者に付与する。</p>	<p>商標権者は自らの商標について、自らの同意なしにパキスタン国内で行われた商標の使用により侵害される排他的な権利を有する。</p> <p>商標権者は登録商標の侵害に対して訴訟を提起する権利を有し、勝訴した場合には、あらゆる</p>

	<p>は、所有者の同意を得ていない第三者が当該製品の製造、使用、販売申し出、販売、または以上を目的とした輸入を行うことを阻止することができ、かつ、</p> <p>(b) 特許の主題が方法である場合、有効な特許の所有者は、所有者の同意を得ていない第三者が当該方法を使用する行為、ならびに少なくとも当該方法により直接得られた製品の使用、販売申し出、販売、または以上を目的とした輸入を行うことを阻止することができる。」</p>			<p>(ii) 地理的表示の登録対象となった商品に関連して地理的商標を使用する排他的な権利を許可使用者に付与する。</p> <p>(iii) 侵害者または模倣者に対して訴訟を提起する権利。</p> <p>(iv) 地理的表示に関係する指定製品に関して、他人があらゆる方法で登録済みの地理的表示を使用するのを阻止する権利</p>	<p>る財産権の侵害について提供される救済（損害賠償、差止命令等）が提供されることになる。</p>
<p>取消・無効手続</p>	<p>利害関係人は、既に付与された特許の取消を申し立てることができる。「特許令」の第46条は以下のように規定している。</p> <p>第46条 高等裁判所による特許の取消</p> <p>(1) 本法の規定に従うことを条件として、利害関係人</p>	<p>「2000年登録意匠令」の第10条は、取消・無効の手続（取消・無効の効果を含む）を規定している。</p>	<p>著作権登録に不服のある者であれば誰でも、「著作権令」の第42条(1)に基づき、著作権登録の修正/取消を求める申請書を提出することができる。</p> <p>申請書は著作権委員会に提出される。著作権登録</p>		<p>登録が完了した日から5年以上の不使用があり、不使用に関する正当な理由が存在しない場合。</p> <p>手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 取消申請書の提出。

	<p>もしくは連邦政府の申立または特許侵害訴訟における反訴に基づき、高等裁判所は、特許付与を拒絶しうる一ないし複数の理由により、特許の一部または全部を取り消すことができる。</p> <p>(2) 本条(1)項の規定を損なうことなく、合理的な条件で政府の役務のために特許発明を製造し、実施し、または利用すべき旨の連邦政府の要求を、特許権者が合理的な理由なしに遵守しなかったと高等裁判所が確信した場合、高等裁判所は、連邦政府の申立により特許を取り消すことができる。</p> <p>(3) 本条に基づく特許取消の申立の通知は、登録簿から当該特許の所有者であると認められる者又は当該特許につき持分もしくは権益を有すると認められる者の全員に送達されるものと</p>		<p>官は、同委員会の書記として、修正/取消申請書を著作権者に交付し、答弁書および抗弁を提出するよう促す。</p> <p>双方の主張の提出が完了した時点で、その事案は著作権委員会での口頭審理に委ねられ、当事者双方の主張が提示された後で同委員会が命令を発行する。著作権委員会の命令に不服がある者は、高等裁判所に上訴を提起することにより、その命令について争うことができる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 取消申請書を提出する場合、以下の手続および期限が適用される。 - 取消申請に関する通知を受領してから1か月以内に答弁書を提出する。2か月の期限が満了する前に、書式 TM-56 により請求を提出して所定の料金を支払うことにより、この期限は1か月ずつ2回まで延長することができる。 ● 商標権者が答弁書を提出した場合、取消申請人は、答弁書を受領してから2か月以内に、商標登録の取消を支持する証拠を提出することができる。2か月の期限が満了する前に、書式 TM-56 により請求を提出して所定の料金を支払うことにより、この期限は1か月ずつ2回まで延長することができる。
--	---	--	--	--	--

	<p>し、その他の者に通知を送達する必要はない。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ● 取消を求める者が所定の期限までに証拠を提出した場合、商標権者は相手方の証拠を受領してから2か月以内に、自らの主張を裏付ける証拠を提出する必要がある。2か月の期限が満了する前に、書式 TM-56 により請求を提出して所定の料金を支払うことにより、この期限は1か月ずつ2回まで延長することができる。 ● 取消を求める者は、商標権者が提出した証拠を受領された日から1か月以内に、新たな証拠を提出することができる。新たに提出される証拠は、商標権者の主張に対して厳密に回答するものでなければならない。上記の提出期限は、2か月の期限が満了する前に、書式 TM-56 により延長を請求して所定の料金を支払うことにより、1か月ずつ
--	------------------------------	--	--	--	--

					<p>2回まで延長することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当事者間で陳述書と証拠が交換されると、登録官は口頭審理の日程を取り決める。口頭審理の日取りは、通常、口頭審理に関する通達の発行から1か月以内となる。 • 登録官は、当事者に対する通達を発行し、口頭審理への出席を要請する。 • 口頭審理が実施され、登録官の決定が書面により当事者双方に伝えられる。
強制実施許諾等の実施/使用許諾	「2000年パキスタン特許令」第59条(1)の規定に基づき、特許権者は、パキスタンにおける出願日から4年以内、または特許付与日から3年以内（いずれか後に満了する方の期間）に、パキスタン国内で特許発明	該当せず。	該当せず。	該当せず。	<p>商標権者は、所定の条件に従って商標を使用するための使用権を第三者に許諾することができる。</p> <p>使用許諾契約は全般的なものであってもよく、以下のような制限を付したものであってもよい。</p>

	<p>を実施することを要求される。</p> <p>ただし、第 59 条(2)の規定によれば、特許の所有者がパキスタンにおける特許発明の利用がないこと（不実施）または利用が不十分であること（不十分実施）を正当化する状況が存在することを特許審査管理官に納得させた場合には、強制実施権が付与されることはない。</p>				<ul style="list-style-type: none"> 登録の対象である商品およびサービスの一部のみに適用される。 商標使用の態様または場所に一定の制限がある。 <p>商標権者が 1 人のライセンシーに独占的な使用権を許諾している場合、その商標権者は、同じ商標に関して新たな使用権を許諾することはできず、上記の独占的な使用許諾契約が有効である限り、商標権者自身が当該商標を使用することもできない。</p>
<p>登録/出願/申請の更新</p>	<p>「2000 年特許令」の規定に基づき、年間特許料または維持年金の支払は、特許の日付から起算して 4 年目が満了した時点で開始され、満了後の時期にのみ適用される。係属中の出願に関する料金は、それらの出願が受理された後、特許付与に至った後で初めて支払われる。</p>	<p>「2000 年登録意匠令」の規定に基づき、意匠登録の当初の有効期間は、パキスタンにおける出願日から 10 年である。この期間は、さらに 2 回延長することができ、延長期間はそれぞれ 10 年である。したがって、登録意匠の有効期間を合計すると、出願日または優先日から 30 年となる。</p>	<p>該当せず。</p>	<p>該当せず。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間は 10 年。 更新により、有効期間がさらに 10 年延長される。の期間につき更新することができる。 更新申請は、現行の有効期間が満了する 6 か月前までに行われる。

[特許庁委託事業]

パキスタンの知的財産制度およびその運用に関する調査

2022年3月発行

禁無断転載

[調査受託]

United Trademark & Patent Services

独立行政法人 日本貿易振興機構

トバイ事務所

知的財産権部